

小野市高齢者福祉計画・  
第8期小野市介護保険事業計画  
素案

令和2年12月

小 野 市

# 目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけと内容	2
(1) 計画の位置づけ	2
(2) 計画の内容	3
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制	4
5 介護保険制度の改正内容	5
6 地域共生社会と地域包括ケアシステムについて	6
(1) 地域共生社会	6
(2) 地域包括ケアシステム	7
第2章 高齢者等を取り巻く現況と課題	8
1 高齢者人口の動向	8
(1) 市全体	8
(2) 中学校区別高齢者数	10
2 要介護（要支援）認定者数の動向	11
(1) 市全体	11
(2) 中学校区別要介護（要支援）認定者数	12
(3) 中学校区別認知症高齢者数の推計（日常生活自立度）	13
3 介護給付費の推移	14
4 第8期計画に向けた取り組み課題	15
(1) 多様化・複雑化する生活課題に対応するための重層的支援体制の構築	15
(2) 「我が事」による支えあいの仕組みづくり	15
(3) 健康寿命の延伸と介護予防を通じた地域づくりの推進	15
(4) 「共生」・「予防」を両輪とする認知症施策の総合的推進	16
(5) 介護人材の確保に向けた取り組みの推進	16
(6) 保険者機能強化推進交付金等の活用による保険者機能の強化	16
(7) 災害・感染症発生時の体制整備	17
第3章 計画の基本的な考え方	18
1 基本理念	18
2 基本目標	19
3 施策体系	22

第4章 施策の展開 .....	24
1  いつまでも健康で元気に暮らせるまちづくり .....	24
(1) 生活習慣病の発症予防と重症化予防 .....	24
(2) 生きがいづくりと社会参加活動への支援 .....	26
(3) 支え合い・助け合いの地域づくりの推進 .....	29
2  安心・安全でいつまでも地域で暮らせるまちづくり .....	30
(1) 地域包括ケアシステムの更なる深化・推進 .....	30
(2) 地域支援事業による地域づくり .....	32
(3) 医療・介護連携体制の整備 .....	36
(4) 認知症施策の推進 .....	36
(5) 安心・安全な生活環境の整備と多様な住まいの確保 .....	40
(6) 地域の見守り体制の充実と高齢者の権利擁護 .....	43
(7) 家族介護の支援 .....	44
3  介護保険事業の円滑な運営 .....	45
(1) 介護保険サービスの基盤整備 .....	45
(2) 介護保険事業に係る費用の見込みと第1号被保険者保険料 .....	52
第5章 計画の推進体制 .....	60
1  介護保険事業の推進と進行管理 .....	60
2  事業評価の実施 .....	60
3  広報・啓発 .....	60

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

本市の高齢化率は令和2年9月末時点では28.7%で、国（28.7%）と同程度となっており、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、令和7年には30.3%に、さらに令和22年には36.9%に達するものと予測されています。

国同様、高齢化が進む本市では、団塊の世代が75歳以上となる令和7年を見据えて、平成27年度を始期とする第6期介護保険事業計画から介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築に段階的に取り組んできました。

団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年には、高齢者人口がピークを迎え、介護ニーズの高い85歳以上人口の急速な増加とともに、高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加、認知症の人の増加も見込まれるなど介護サービスニーズは一層増し多様化していくことが予測されています。

また、令和7年以降、担い手である生産年齢人口の減少が顕著となり、介護を支える人材も不足することが予想されており、令和22年に向け、福祉・介護人材の確保が大きな課題となっています。

このような情勢下において、国では、地域共生社会の実現に向けて、介護保険制度の改正を行っています。改正では、令和7年に向けた地域包括ケアシステムのさらなる推進のほか、介護人材不足等に対応するとともに、令和22年を見据え、地域共生社会の実現を目指し、制度の持続可能性を確保しながら、自立支援・重度化防止や日常生活支援等の役割・機能を果たし続けられるよう制度の整備や取組の強化を図ることとしています。

こうした動きを受け、国や兵庫県の動向を踏まえつつ施策の実施状況や効果を検証した上で、令和7年を見据えた地域包括ケアシステムの推進に加え、その先の令和22年を見越した介護サービス基盤の整備を進めていくため、令和3（2021）年度から令和5（2024）年度を計画期間とする「小野市高齢者福祉計画・第8期小野市介護保険事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

## 2 計画の位置づけと内容

### (1) 計画の位置づけ

#### ① 法的位置づけ

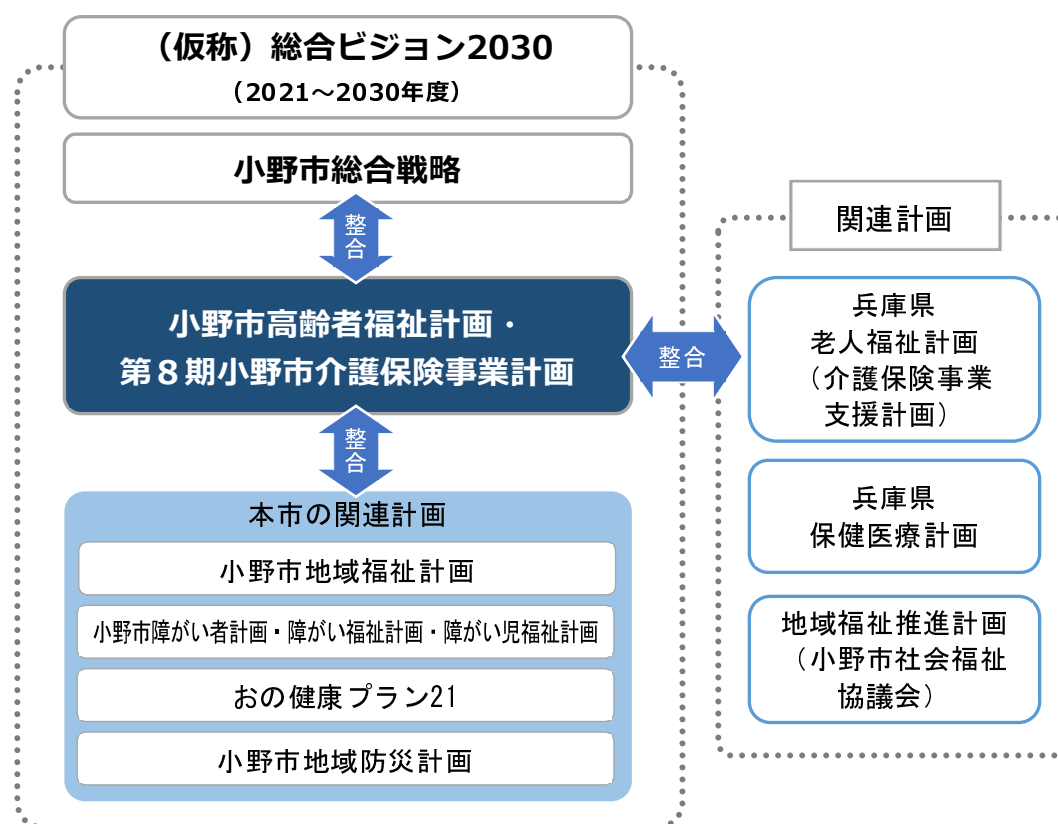
本計画は、老人福祉法第20条の8に基づくもので、高齢者の福祉の増進を図るために定める計画です。また、介護保険事業計画は、介護保険法第117条に基づき、市が行う介護保険事業の円滑な実施に関する計画です。

#### ② 関連計画との関係性

本計画は、本市のまちづくりの総合的な計画である「(仮称)総合ビジョン2030」を上位計画とし、「小野市地域福祉計画」をはじめ、「小野市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」「おの健康プラン21」「小野市地域防災計画」等と調和を図り、高齢者福祉施策及び介護保険事業を推進する計画です。

また、兵庫県が策定する「兵庫県老人福祉計画(介護保険事業支援計画)」「兵庫県保健医療計画」との整合性を確保しています。

#### ◆関連計画との関係図



## (2) 計画の内容

本計画は、高齢化のさらなる進行とそれに伴う要介護等認定者の増加のほか、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者世帯等の増加によるニーズや課題の多様化・複雑化に対応し、高齢者を中心とする市民の安心した自立生活を支援することを目的とします。

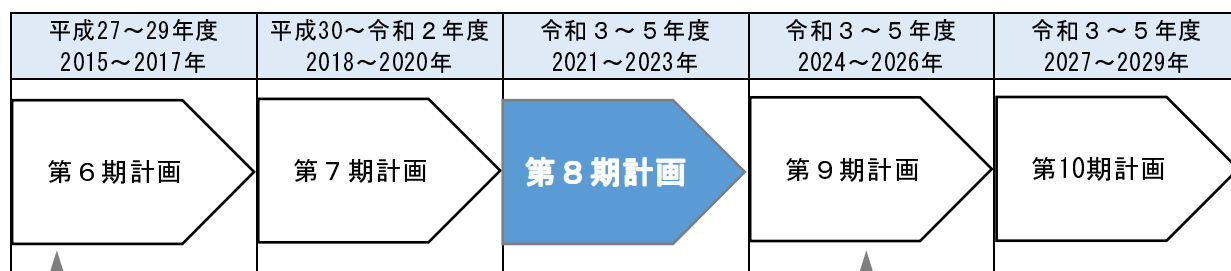
また、介護予防には保健・医療・福祉・介護の横断的な取り組みが必要となることから、高齢者福祉計画と介護保険事業計画が関連した一体的な計画として策定しています。

なお、本計画は公表し、本計画を通して構築する地域包括ケアシステム並びに地域共生社会の普及啓発を図ります。

## 3 計画の期間

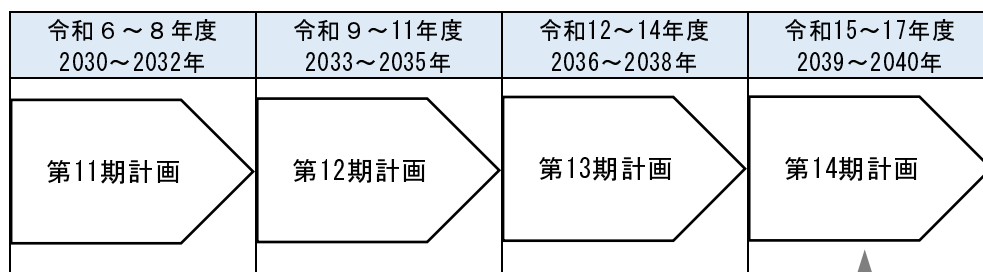
本計画の対象期間は、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3年間とし、第7期計画から引き続き、団塊の世代が75歳になる令和7(2025)年、さらに団塊世代が90歳前後、団塊ジュニア世代が65歳に達する令和22(2040)年までを見据え、中長期的な視野に立って取り組むこととしています。

### ◆計画の期間



▲  
2015年  
団塊の世代が  
65歳に

▲  
2025年  
団塊の世代が  
75歳に

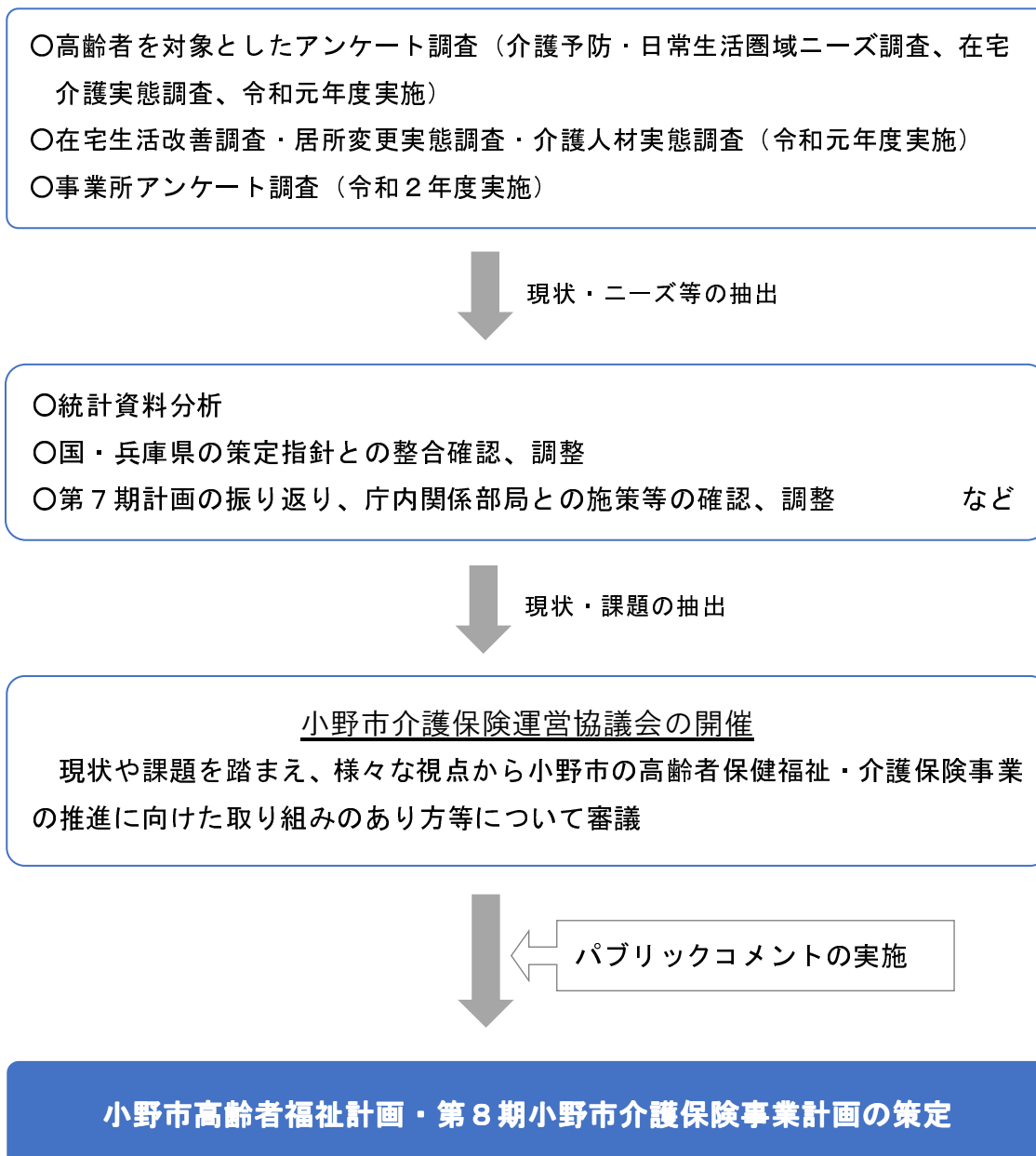


▲  
2040年  
団塊の世代が90歳前後  
団塊ジュニア世代が65歳到達

## 4 計画の策定体制

本計画は、有識者をはじめ、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者、費用負担関係者から構成される「小野市介護保険運営協議会」において審議し策定しました。

さらに、65歳以上の市民等を対象に実施したアンケート調査」や事業者に対する調査などの各種調査及びパブリックコメントの実施（今後実施予定）等を通じ、広く市民等の意見の反映に努めました。



## 5 介護保険制度の改正内容

今回の介護保険制度改正では、地域共生社会の実現を図るため、地域生活課題の解決に向けた市町村による包括的支援体制整備のための財政的な支援をはじめ、地域の特性に応じた介護サービス提供体制の整備や医療・介護のデータ基盤の整備等の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化等を目的に、以下のような改正（※）が行われます。

※主に「介護保険法」「老人福祉法」「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律」に係る事項

### ①地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援

- ・市町村における既存の相談支援等の取組を活かした、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備
- ・新たな事業及びその財政支援等の規定を創設、及び関係法律の規定の整備

### ②地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進

- ・地域社会における認知症施策の総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務の規定
- ・市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務の規定
- ・介護保険事業（支援）計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

### ③医療・介護のデータ基盤の整備の推進

- ・介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求められることができると規定
- ・医療保険レセプト情報等のデータベース(NDB)や介護保険レセプト情報等のデータベース（介護 DB）等の医療・介護情報の連結精度向上を目的とした、社会保険診療報酬支払基金等による被保険者番号の履歴の活用、正確な連結に必要な情報の安全性を担保した提供に関する規定

### ④介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

- ・介護保険事業（支援）計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組の追加
- ・有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直し
- ・介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置の延長（さらに5年間延長）。



## 6 地域共生社会と地域包括ケアシステムについて

### (1) 地域共生社会

地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

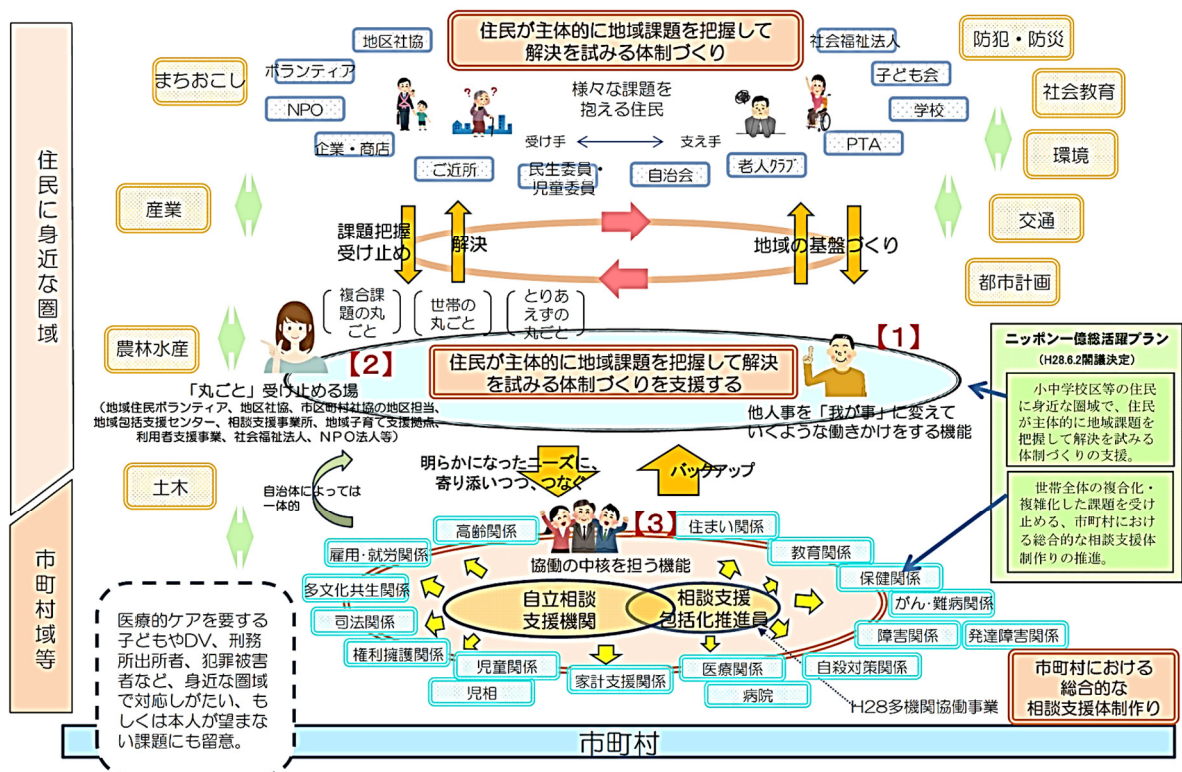
国では、地域共生社会を今後の福祉改革の基本コンセプトに位置付け、「我が事」「丸ごと」をキーワードに4つの柱（①地域課題の解決力の強化、②地域丸ごととのつながりの強化、③地域を基盤とする包括的支援の強化、④専門人材の機能強化・最大活用）に沿った取り組みを進めることとしています。

地域共生社会は、今後、日本社会全体で実現していこうとする社会全体のイメージやビジョンを示すものです。一方、高齢者分野を出発点として改善を重ねてきた地域包括ケアシステムは、地域共生社会を実現するための「システム」「仕組み」であり、地域包括ケアシステムの考え方や実践は他分野との協働にも活用できる汎用性の高いものです。

したがって、地域包括ケアシステムの深化と推進は地域共生社会の実現に向けて欠かせない取り組みです。

#### ◆国における「我が事・丸ごと」の地域づくりのイメージ

(地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ)



厚生労働省「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）」の中間とりまとめ

## (2) 地域包括ケアシステム

地域包括ケアシステムとは、高齢者が住み慣れた地域の中で、必要に応じて、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組みです。

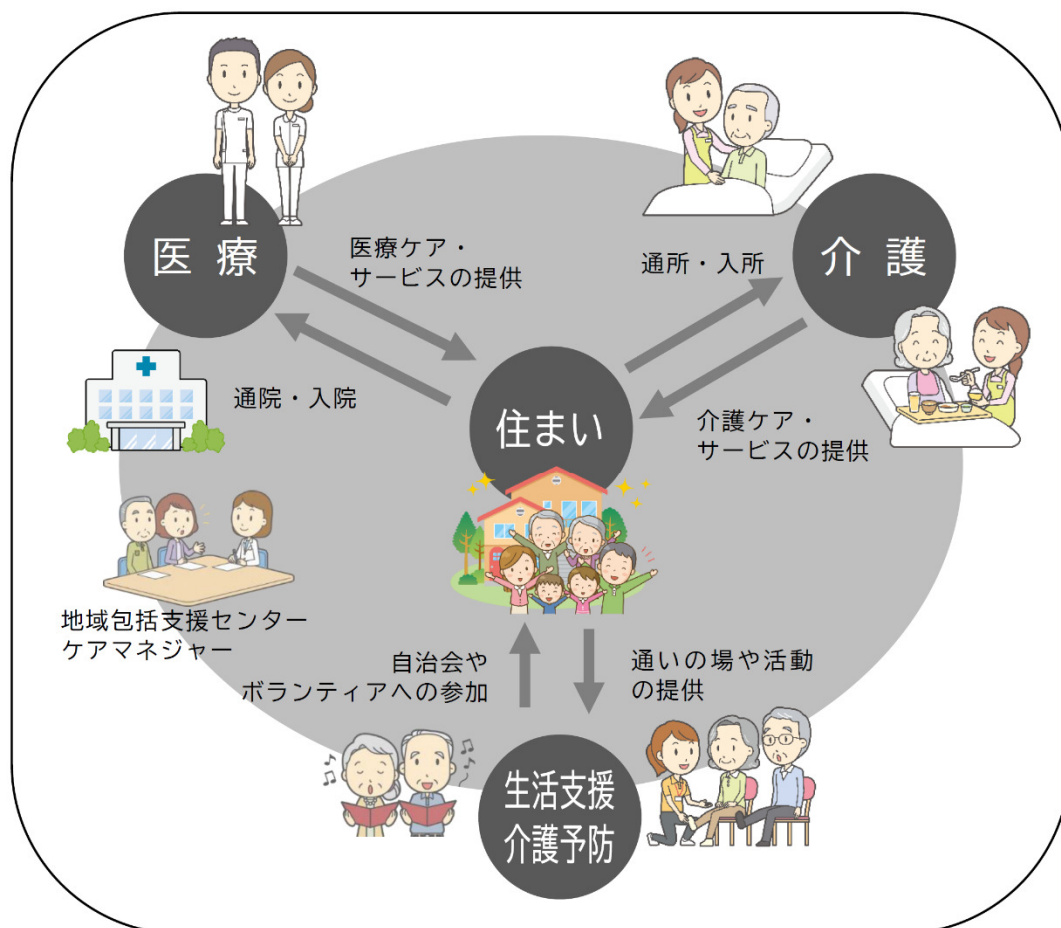
地域包括ケアシステムは、「自助」「互助」「共助」「公助」を組み合わせることにより実現されます。そのためには、サービスを提供する側かサービスを利用する側かを問わず、地域全体で問題意識を共有した上で、それぞれの立場でそれぞれの役割を果たすことが求められ、「全員参加型」で住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられる「地域支え合い体制づくり」が必要です。

さらに高齢化が進み、医療・介護などの社会保障費の給付が増大していくと見込まれる令和22(2040)年に備え、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者など、支援を必要とする高齢者の自立した生活への支援と要介護状態の重度化防止、介護保険制度の持続可能性を確保する上でも、地域包括ケアシステムの深化・推進が重要です。

また、支援が必要な高齢者等が増えていくことが予測される一方で、労働力の中心となる生産年齢人口は減少していく見込みであり、今後は、若年労働者が医療・介護専門職として医療・介護サービスの提供をすべて担うことや家族が高齢者の介護を担うことに依存した仕組みは現実的に成り立たなくなります。

このため、「支え手」と「受け手」とを分けて固定化することなく、医療・介護専門職を含む地域住民相互間で支え合う地域コミュニティの再生が求められています。

### ◆地域包括ケアシステム・イメージ図



## 第2章 高齢者等を取り巻く現況と課題

### 1 高齢者人口の動向

#### (1) 市全体

##### ① 総人口及び年齢3区分別人口

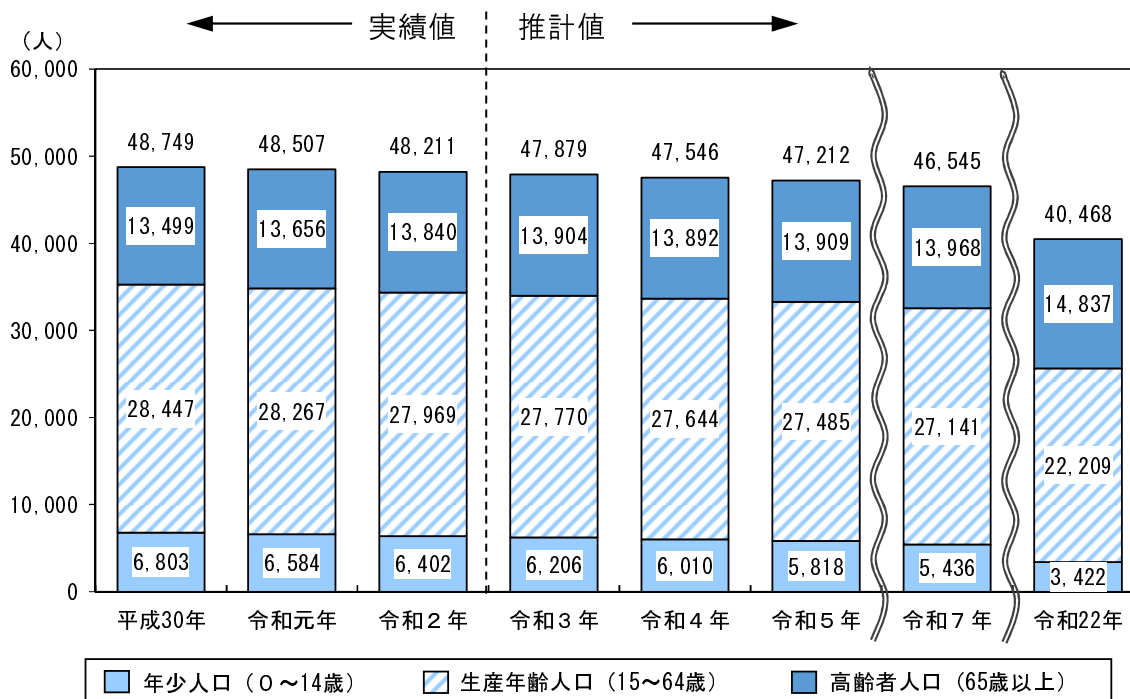
本市の総人口については減少傾向にあります。年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口・生産年齢人口は減少、高齢者人口は増加傾向にあります。推計についても同様に、総人口・年少人口・生産年齢人口は減少傾向、高齢者人口は増加傾向が予測されています。

■ 年齢3区分別人口比率の実績値と推計値

単位：％

	実績値			推計値				
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
年少人口 (0～14歳)	14.0	13.6	13.3	13.0	12.6	12.3	11.7	8.5
生産年齢人口 (15～64歳)	58.4	58.3	58.0	58.0	58.1	58.2	58.3	54.9
高齢者人口 (65歳以上)	27.7	28.2	28.7	29.0	29.2	29.5	30.0	36.7

■ 年齢3区分別人口推移・推計



資料：小野市住民基本台帳（各年9月末時点）

## ②高齢者人口

高齢者人口は、前期高齢者数は増減があるもののほぼ横ばい、後期高齢者数は増加傾向となっています。

推計については、前期高齢者数は、令和3年から令和7年にかけては減少傾向となっていますが、令和22年時点では令和7年と比べて663人の増加が予測されています。後期高齢者数は増加が見込まれており、令和元年時点で前期高齢者数と後期高齢者数がほぼ同数ですが、令和2年以降後期高齢者数が前期高齢者数を上回り、令和7年には後期高齢者が前期高齢者の1.4倍になる見込みとなっています。

■第1号被保険者数の実績値と推計値

単位：人

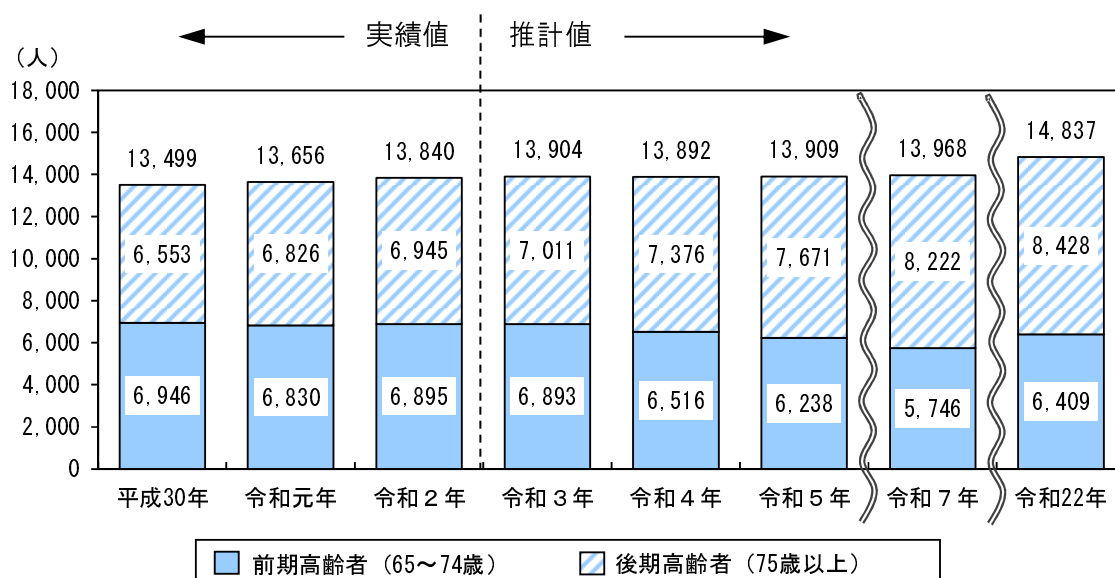
	実績値			推計値				
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
前期高齢者 (65～74歳)	6,946	6,830	6,895	6,893	6,516	6,238	5,746	6,409
後期高齢者 (75歳以上)	6,553	6,826	6,945	7,011	7,376	7,671	8,222	8,428
合計	13,499	13,656	13,840	13,904	13,892	13,909	13,968	14,837

■第1号被保険者比率の実績値と推計値

単位：%

	実績値			推計値				
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
前期高齢者 (65～74歳)	51.5	50.0	49.8	49.6	46.9	44.8	41.1	43.2
後期高齢者 (75歳以上)	48.5	50.0	50.2	50.4	53.1	55.2	58.9	56.8

■第1号被保険者数の推移・推計



資料：小野市住民基本台帳（各年9月末時点）

## (2) 中学校区別高齢者数

中学校区別高齢者数（推計）は、全ての中学校区において増加が見込まれます。

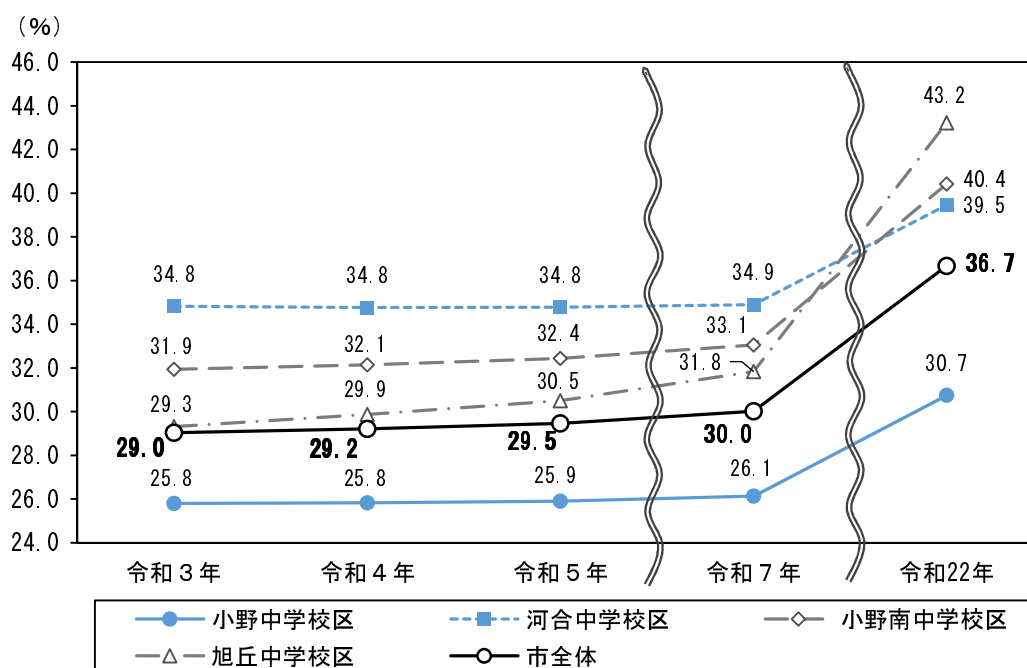
現在、高齢化率は河合中学校区において特に高くなっていますが、今後は全ての中学校区で上昇が見込まれ、令和22年には旭丘中学校区で43.2%に達し最も高くなる見込みです。

■ 中学校区別高齢者数の推計値

単位：人

	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
小野	5,235	5,221	5,217	5,222	5,465
河合	1,837	1,827	1,822	1,816	1,866
小野南	3,554	3,546	3,546	3,551	3,734
旭丘	3,278	3,298	3,324	3,379	3,772
合計	13,904	13,892	13,909	13,968	14,837

■ 中学校区別高齢化率の推計値



資料：小野市高齢介護課

## 2 要介護（要支援）認定者数の動向

### (1) 市全体

要介護・要支援認定者数の推移については、全ての要介護度においてほぼ横ばいあるいは増加傾向となっており、認定者数の総数は年々増加しています。

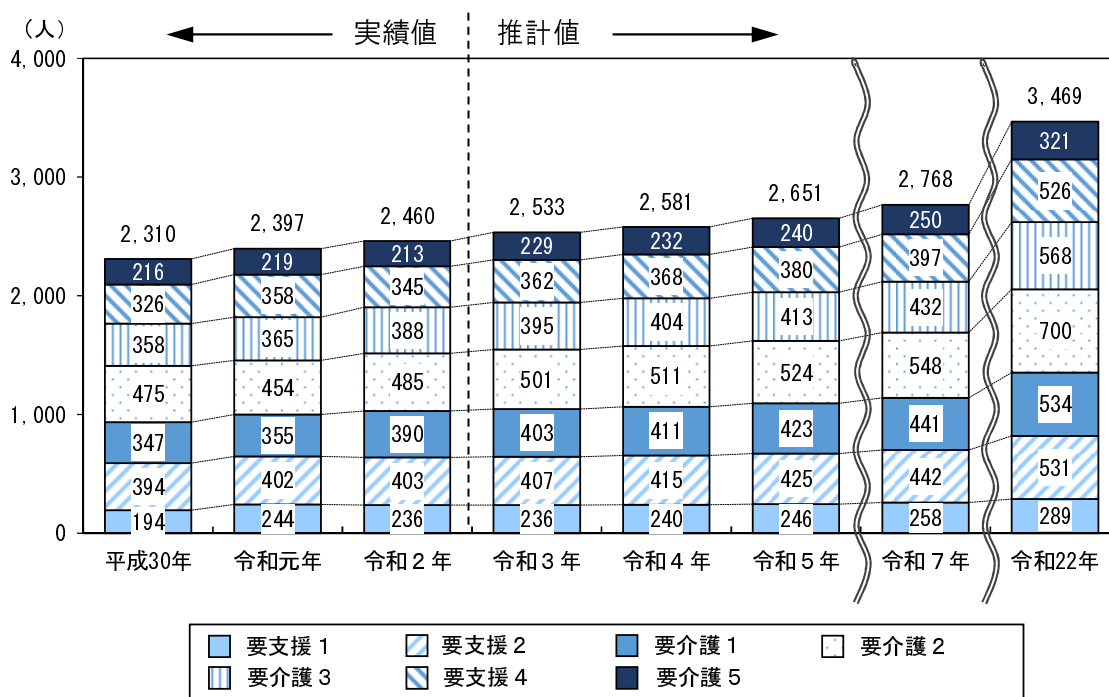
推計については、全ての要介護度において増加傾向が予測されています。令和5年から令和22年にかけて要介護2～4で大幅な増加が予測されており、認定者数総数は1.3倍になる見込みです。

■ 要介護・要支援認定者数の実績値と推計値

単位：人

	実績値			推計値				
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
要支援1	194	244	236	236	240	246	258	289
要支援2	394	402	403	407	415	425	442	531
要介護1	347	355	390	403	411	423	441	534
要介護2	475	454	485	501	511	524	548	700
要介護3	358	365	388	395	404	413	432	568
要介護4	326	358	345	362	368	380	397	526
要介護5	216	219	213	229	232	240	250	321
認定者数総数	2,310	2,397	2,460	2,533	2,581	2,651	2,768	3,469
認定率	17.1%	17.6%	17.8%	18.2%	18.6%	19.1%	19.8%	23.4%

■ 要介護・要支援認定者数の推移・推計



資料：地域包括ケア「見える化」システム

## (2) 中学校区別要介護（要支援）認定者数

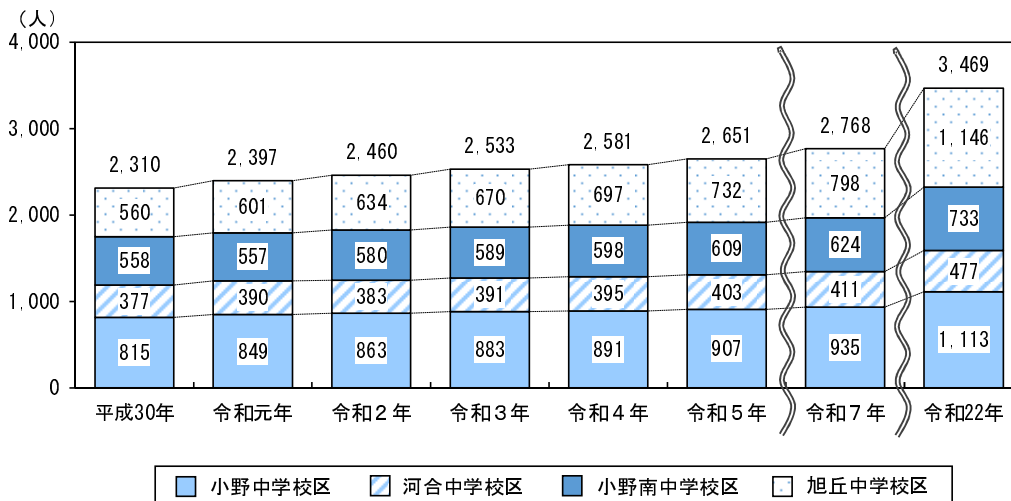
中学校区別の要介護・要支援認定者数（推計）は、特に小野中学校区と旭丘中学校区で大きく増加し、令和2年から令和7年の伸び率は旭丘中学校区で約1.3倍となる見込みです。また、令和2年から令和22年の伸び率は旭丘中学校区が最も高く1.8倍となる見込みです。

■ 中学校区別要介護・要支援認定者数の実績値と推計値

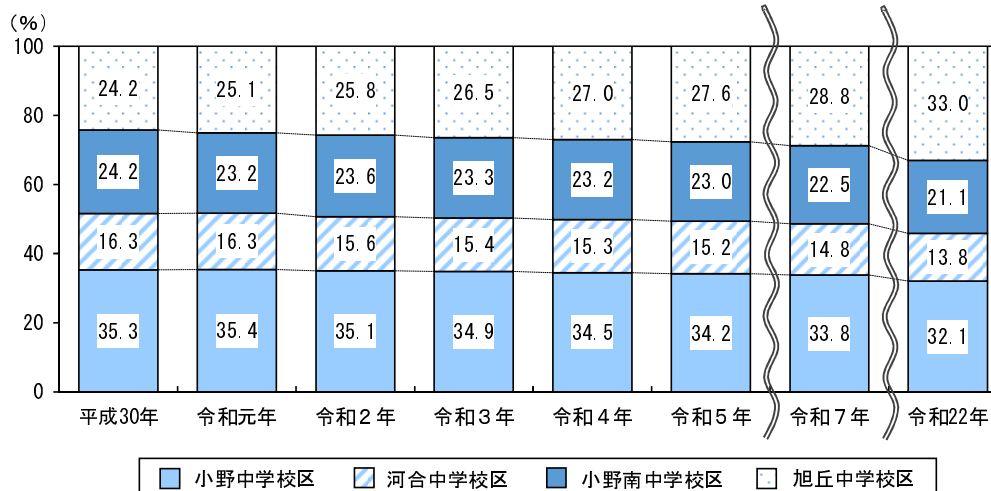
単位：人

	実績値			推計値				
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
小野	815	849	863	883	891	907	935	1,113
河合	377	390	383	391	395	403	411	477
小野南	558	557	580	589	598	609	624	733
旭丘	560	601	634	670	697	732	798	1,146
合計	2,310	2,397	2,460	2,533	2,581	2,651	2,768	3,469

■ 中学校区別要介護・要支援認定者数の推移・推計



■ 中学校区別要介護・要支援認定者比率の推移・推計



資料：小野市高齢介護課

### (3) 中学校区別認知症高齢者数の推計（日常生活自立度）

要介護認定を受けている「認知症高齢者日常生活自立度」Ⅱ以上の高齢者数について中学校区別でみると、令和3年から令和7年の伸び率は小野中学校区で1.09倍、令和3年から令和22年の伸び率は小野南中学校区で1.95倍となる見込みです。

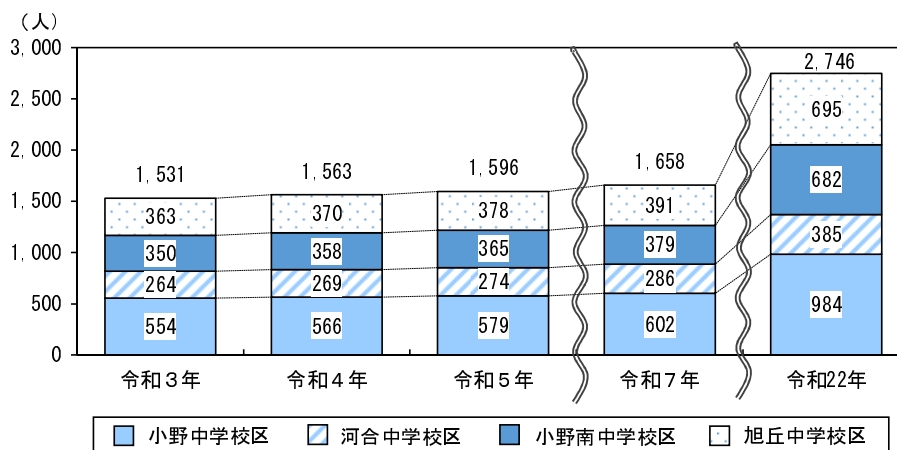
高齢者数に対する認知症高齢者の比率は、河合中学校区において高く、8期計画期間中は15%程度で推移し、令和7年には15.7%、令和22年には20.6%となる見込みです。

■ 中学校区別認知症高齢者数の推計値

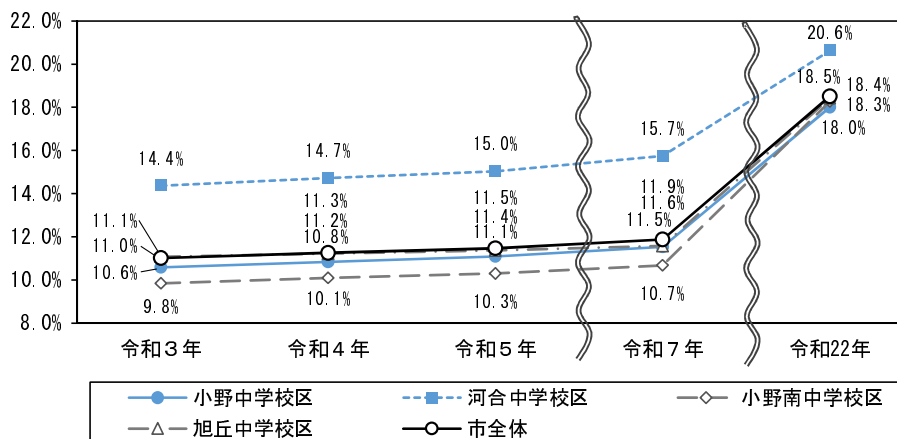
単位：人

	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
小野	554	566	579	602	984
河合	264	269	274	286	385
小野南	350	358	365	379	682
旭丘	363	370	378	391	695
合計	1,531	1,563	1,596	1,658	2,746

■ 中学校区別認知症高齢者数の推計値



■ 中学校区別認知症高齢者の高齢者数に対する比率の推計値



資料：小野市高齢介護課



### 3 介護給付費の推移

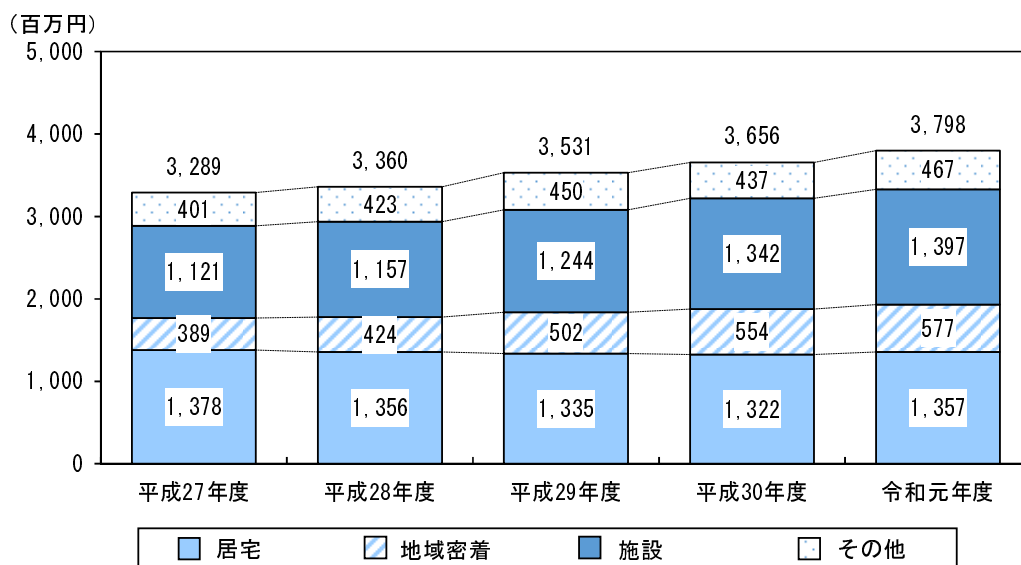
介護給付費の推移をみると増加傾向にあり、平成27年度から令和元年度にかけての伸び率は15.5%となっています。平成27年度から令和元年度にかけてのサービス別の伸び率をみると、居宅で△1.5%、地域密着で48.2%、施設で24.6%、その他で16.5%と、地域密着の伸びが大きくなっています。

■ サービス別介護給付費の推移

単位：百万円

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
居宅	1,378	1,356	1,335	1,322	1,357
地域密着	389	424	502	554	577
施設	1,121	1,157	1,244	1,342	1,397
その他	401	423	450	437	467
合計	3,289	3,360	3,531	3,656	3,798

■ サービス別介護給付費の推移



※その他：居宅介護支援、介護予防支援、福祉用具購入、住宅改修、高額サービス費、特定入所者サービス費、審査支払手数料

資料：介護保険事業状況報告

## 4 第8期計画に向けた取り組み課題

### (1) 多様化・複雑化する生活課題に対応するための重層的支援体制の構築

国においては、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを推進しています。

そして、令和2年6月には、地域生活課題の解決に資する支援を包括的に行い「地域共生社会の実現」を図るため、「重層的支援体制整備」等を新設した社会福祉法等の一部を改正しています。重層的支援体制整備事業では、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応するため、従来の縦割りの支援体制から地域資源を活かしながら関係性づくり、まちづくりを進めていくための支援を展開することとしています。

複合課題を有する世帯等に対し包括的・重層的な支援を提供するためには、「縦割り」の限界を克服し、地域の関係団体や見守り活動などとも連携を図りながら、全世代・全対象がもれなく包括される相談支援体制を構築していくことが重要です。

また、高齢者や障がい者、母子家庭など垣根なく総合的に支援やサービスを提供できる仕組みをつくり、年齢やライフステージで区分されることがない、多機関、他分野の協働による伴走型の支援体制へ転換していくことが求められます。

### (2) 「我が事」による支えあいの仕組みづくり

市民一人ひとりの暮らしやいきがいを守り、「地域を共に創っていく社会」を構築し、誰も置き去りにしないまちづくりを目指すことが重要です。そのため、重層的支援体制の整備とともに、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながる取り組みを通じ、地域での見守りや支えあいの仕組みづくりを推進することが必要です。

### (3) 健康寿命の延伸と介護予防を通じた地域づくりの推進

介護予防の推進にあたっては、機能回復訓練等の高齢者へのアプローチだけでなく、生活環境の調整など高齢者を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスのとれたアプローチや、高齢者の自立支援に資する取り組みを推進することで、要介護状態等になっても高齢者が生きがいを持って生活できる地域の実現を目指すことが重要です。そのため、高齢者が身近な場所で介護予防や健康づくりに参加でき、また、高齢者のフレイル状態を把握したうえで、適切な保健・医療サービス等につなげることができるよう、介護予防に資する「通いの場」の充実を図る必要があります。

また、地域の実情に応じたよりきめ細かい対応を行うとともに、地域のつながり機能を強化していくため、総合事業をより効果的に推進していく必要があります。

#### **(4) 「共生」・「予防」を両輪とする認知症施策の総合的推進**

認知症は、だれもがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め多くの人にとって身近なものとなっています。

第8期計画では、令和元年6月に国においてとりまとめられた「認知症施策推進大綱」を踏まえて、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会をめざし、認知症の人や家族の視点を重視しながら認知症施策を進めていく必要があります。

#### **(5) 介護人材の確保に向けた取り組みの推進**

今後、現役世代の減少に伴い福祉・介護人材の不足が予測されています。介護職に限らず介護分野で働く人材の確保・育成を行い、介護現場全体の人手不足対策を進めていくとともに、人材のすそ野を広げていくことが重要です。

そのためには、処遇改善、多様な人材の活用の促進、介護の仕事の魅力向上、職場改善のための取り組みを進めていく必要があります。

#### **(6) 保険者機能強化推進交付金等の活用による保険者機能の強化**

地域包括ケアシステムの推進と介護保険制度の持続可能性の確保のためには、保険者による地域課題の分析と対応が必要です。そのためには、目標達成に向けた活動を継続的に改善する取り組みである「地域マネジメント」を推進していく必要があります。地域マネジメントによって、「実態把握・課題分析⇒計画作成⇒取り組みの推進⇒実績評価」のPDCAサイクルを繰り返し行うことを通じ、保険者機能を強化することが求められています。

平成29年の法改正により、地域の課題を分析して、自立支援、重度化防止に取り組むことが制度化され、客観的な指標を用いて取り組みを評価し、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する施策を推進する保険者機能推進交付金が創設されました。さらに、令和2年度には、介護予防及び重度化防止に関する施策について更なる推進を図るため、介護予防・健康づくり等に資する取り組みに重点化した介護保険保険者努力支援交付金が創設されています。

今後は、これらの交付金を活用して、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた取り組みの一層の強化を図っていくことが重要です。

## **(7) 災害・感染症発生時の体制整備**

地震や水害などの自然災害が発生した際、介護施設等では自力避難が困難な方も多く利用されていることから、利用者の安全を確保するため非常災害対策計画の作成及び避難訓練の実施等、日ごろからの備えや、発生時における支援が重要となっています。

また、本計画に記載する各種取り組みにあたっては、新型コロナウイルス感染症などの感染症予防として、「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続やＩＣＴ環境の整備等も検討しながら、高齢者に関わる必要なサービスや各種事業が持続的かつ安心・安全に実施できるよう関係機関と連携し取り組んでいくことが必要です。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

人生100年時代を迎えた今、高齢者が地域で自立した生活を継続して送ることができるよう、高齢者一人ひとりの生活実態に即した保健福祉サービスを提供し健康寿命の延伸を図るとともに、それぞれの価値観やニーズに応じた生きがいづくり・社会参加を促進していく必要があります。

そこで、団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年、さらには現役世代(生産年齢人口)の減少が顕著となる令和22(2040)年を見据えて、本計画の基本理念を次のとおり示します。

本計画では、国の基本指針で求めている事項を踏まえ、「高齢者の自立支援と重度化予防」「地域共生社会の実現」「介護保険制度の持続可能性の確保」を施策推進の根底に据えながら、さまざまな施策を展開し、本市において生きがいをもって安心して暮らしていける地域包括ケアシステムが実現したまちを目指します。

#### ◆基本理念

**いつまでも生きがいをもって  
安心して暮らしていける小野市をめざして！  
～共に支え合い、共に生きる「ハートフルシティおの」の実現～**

## 2 基本目標

令和7(2025)年に本市の地域包括ケアシステムを実現し、さらに令和22(2040)年を見据えた地域社会の姿に向けて、次の3つの事項を本市の基本目標として取り組むべき施策の柱として掲げ、これらの目標の実現に向け関連する施策を展開します。

### 《基本目標1》いつまでも健康で元気に暮らせるまちづくり

健康でいきいきとした高齢期を過ごし、健康長寿を実現するには、一人ひとりが健康意識を高め、望ましい生活習慣を身につけ、疾病予防や生涯にわたる健康づくりを支援するための取り組みが必要です。また、高齢者が筋力や活動が低下している状態である「フレイル」になることを防ぎ、健康寿命の延伸を図るために社会的役割を持つことなど社会参加が重要です。

地域における健康づくり活動や自立支援につながる取り組みを推進し、健康で健やかな生活が送れるように、また介護が必要な状態になっても、生きがい・役割を持って活躍できるまちづくりを目指します。

#### ◆成果指標（案）

指標	現状値	目標値	出典
主観的健康観が「とても健康」＋「まあ健康」の割合	78.9%	上げる	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（令和元年度）
手段的自立度（IADL）が5点の割合	77.8%	上げる	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（令和元年度）
新規要介護等認定者の平均年齢	□□歳	上げる	介護保険総合データベース
住民主体の通いの場の箇所数	64か所	□□か所	
通いの場へのリハビリ等の専門職派遣人数	□□人	□□人	いきいき百歳体操・地域リハビリテーション支援事業延派遣人数
収入のある仕事をしている高齢者の割合	31.3%	上げる	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（令和元年度）
閉じこもりのリスク	17.1%	下げる	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（令和元年度）

## 《基本目標2》 安心・安全でいつまでも地域で暮らせるまちづくり

少子高齢社会の進展や世帯構造の変化、地域のつながりの希薄化などにより、多様化する支援ニーズに対して、行政だけでなく、地域全体で支え合う体制づくりが求められています。

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、地域包括支援センターを地域支援のための体制の中核に据え、関係機関と連携を図りながら、施策を推進します。

また、ひとり暮らし高齢者や認知症の人、その家族・介護者を地域全体で見守り支えるための支援体制の強化を図るとともに、医療と介護の連携の強化や安全な生活環境の充実に向けた取組など、高齢者が地域で安心して暮らしていける包括的な支援体制が整ったまちの実現を目指します。

### ◆成果指標（案）

指標	現状値 令和元年度	目標値 令和5年度	出典
過去1年間に介護のために主な介護者が仕事を辞めた割合	4.0%	下げる	在宅介護実態調査 (令和元年)
認知症にかかる相談窓口の認知状況	24.3%	上げる	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 (令和元年)
人生会議を実施している高齢者の割合	15.9%	上げる	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 (令和元年)

### 《基本目標3》介護保険制度の円滑な運営

認知症高齢者など要援護者の増加に伴い、医療ケアや認知症ケアを必要とする高齢者がさらに増加することが見込まれます。そのため、高齢者一人ひとりができる限り住み慣れた地域での生活を続けられるようなサービス提供体制の充実を図るとともに、住み慣れた地域において、自立した生活が続けられるよう、保健・医療・福祉・介護サービスの切れ目ない連携強化を進めていくことが必要です。

介護を社会全体で支える制度として定着している介護保険制度を今後も持続可能な制度としていくため、市民の理解と協力が得られるよう普及啓発・情報提供に努めるとともに、市民が安心してサービスを利用できる制度の運営に努めます。

また、これまで以上に、適正な要介護・要支援認定や介護給付適正化事業に積極的に取り組み、介護保険財政の一層の健全性の確保と制度の安定運営を図ります。

#### ◆成果指標（案）

指標	現状値 (令和元年度)	目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
要介護認定の適正化 (認定調査結果の点検率)	□%	□%	□%	□%
住宅改修の点検件数	□件	□件	□件	□件
福祉用具購入の点検件数	□件	□件	□件	□件
縦覧点検・医療情報との突合 実施率	□%	□%	□%	□%
事業所への実地指導実施率 (実施数÷対象事業所数)	□%	□%以上	□%以上	□%以上



### 3 施策体系

#### 基本理念

いつまでも生きがいをもって安心して暮らしていける小野市をめざして！  
～共に支え合い、共に生きる「ハートフルシティおの」の実現～

#### 基本目標 1

#### いつまでも健康で元気に暮らせるまちづくり

##### 基本施策

##### 実施事業

(1)  
生活習慣病の発症予防と  
重症化予防

- ①基本健康診査
- ②健康手帳の活用
- ③健康づくりに関する啓発・情報発信の推進
- ④健康教育の充実
- ⑤健康相談・訪問指導の充実
- ⑥感染症対策の推進
- ⑦健康づくりの環境整備
- ⑧健康づくりの自主的活動の支援

(2)  
生きがいづくりと  
社会参加活動への支援

- ①元気な高齢者が活躍できる仕組みづくり
- ②老人クラブ活動への支援
- ③ボランティア活動その他多様な活動支援
- ④地域を担う人材の発掘・育成
- ⑤シルバー人材センターのさらなる活性化に向けた支援
- ⑥就労的活動支援コーディネーターの設置と就労支援

(3)  
支え合い・助け合いの  
地域づくりの推進

- ①小地域福祉活動の推進
- ②地域活動拠点での活動促進

#### 基本目標 2

#### 安心・安全でいつまでも地域で暮らせるまちづくり

(1)  
地域包括ケアシステムの  
更なる深化・推進

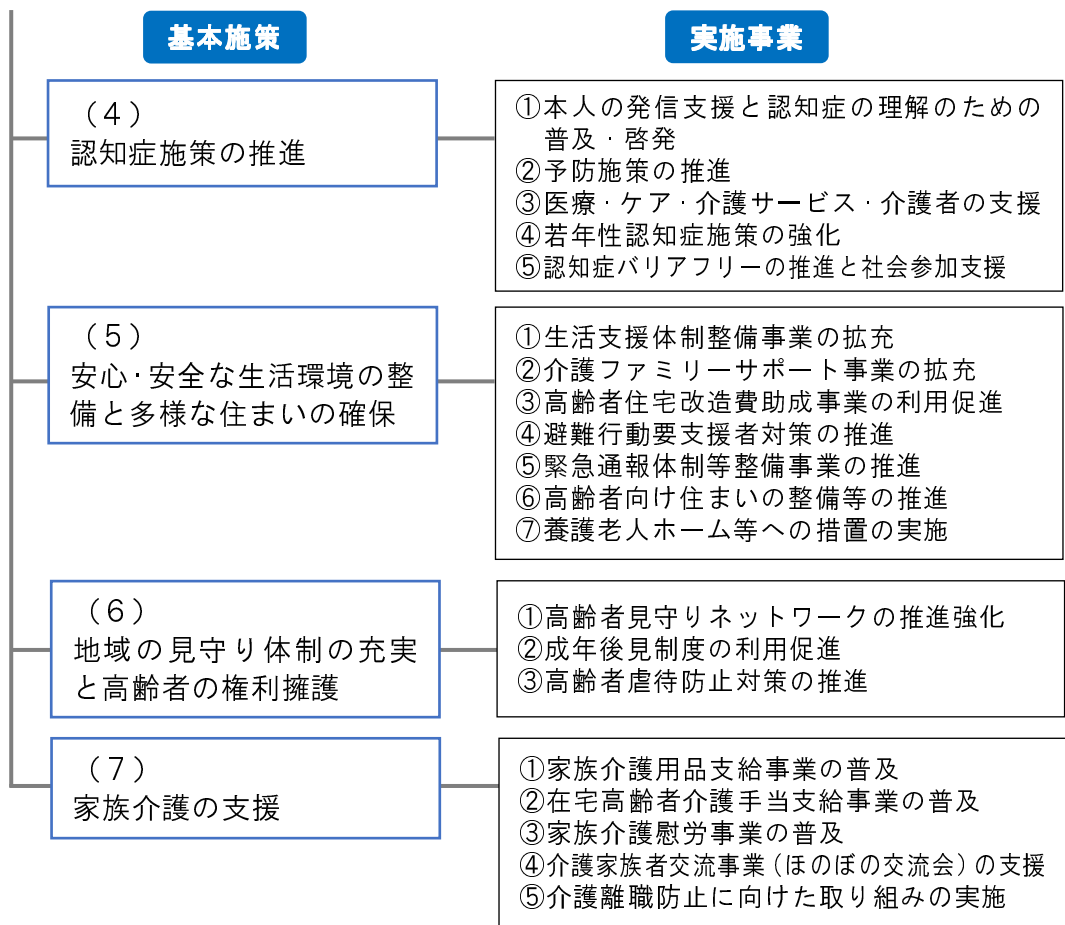
- ①地域共生社会の実現
- ②包括的な相談支援体制の充実
- ③地域ケア会議の充実

(2)  
地域支援事業による地域  
づくり

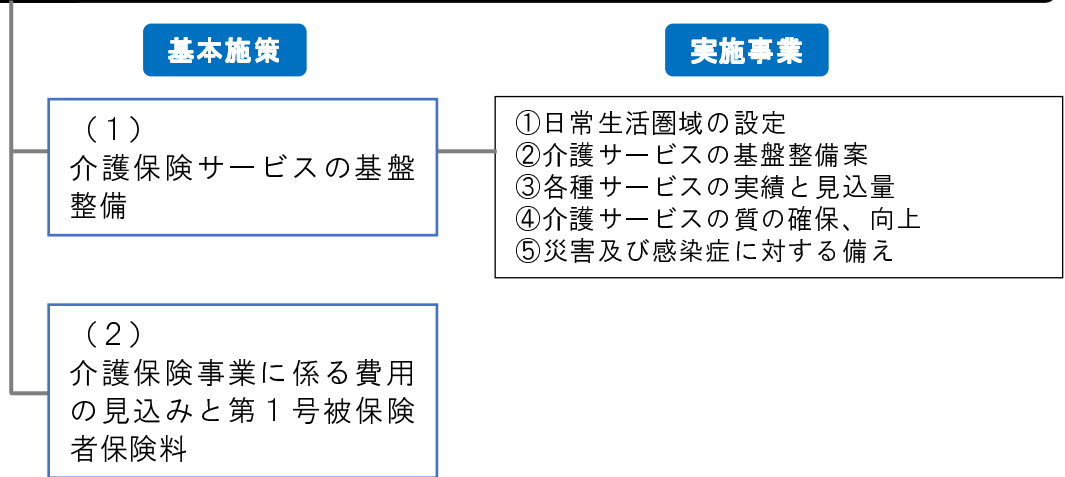
- ①一般介護予防事業の充実
- ②介護予防・生活支援サービス事業の充実
- ③高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
- ④多職種・多様な担い手の参画と連携
- ⑤地域包括支援センターの機能強化

(3)  
医療・介護連携体制の整備

- ①地域の実情に応じた在宅医療と介護の連携体制の構築
- ②市民への普及啓発



**基本目標3 介護保険事業の円滑な運営**



## 第4章 施策の展開

### 1 いつまでも健康で元気に暮らせるまちづくり

#### 【取り組みの方向性】

- ◇生活習慣病の予防や早期発見、社会生活を営むために必要な心身の機能の維持・向上等の取り組みを推進することにより「健康寿命」の延伸を図ります。
- ◇高齢者が生きがいにあふれた日常生活を過ごすことができるよう、健康づくりや介護予防の視点に加え、社会貢献や地域社会を支える新たな担い手として、高齢者の社会参加や生きがい活動を支援します。
- ◇高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域における高齢者の見守り体制の充実を図ります。
- ◇高齢者の多様なニーズへの対応を図るとともに、民生児童委員やサービス提供事業者、社会福祉協議会等関係機関との連携を強化し、地域の支え合いによる支援体制の充実・強化を図ります。

#### 【具体的な取り組み】

##### (1) 生活習慣病の発症予防と重症化予防

①基本健康診査	健康増進課
---------	-------

基本健康診査は、健康増進法及び高齢者の医療の確保に関する法律により、20～39歳の市民、75歳以上の市民、特定健康診査は40～74歳の国民健康保険加入の方等を対象に実施しています。未受診者に対して、層別化を行った上で受診勧奨通知や電話勧奨を行ったことで受診者数は増加していますが、個別健診の受診者数が伸びていないのが現状です。

今後は、未受診者に対して電話や通知による受診勧奨を継続するとともに、関係機関との連携を強化し、個別健診の受診勧奨及び実施体制の充実を図ります。

②健康手帳の活用	健康増進課
----------	-------

これまで、40歳に到達された方、手帳を紛失された方、追加交付を希望される方に対して、健康手帳を交付してきましたが、厚生労働省ホームページでダウンロードができるようになっていたため、市からの配付は縮小・廃止します。

引き続き、後期高齢者の介護予防・健康づくりを推進するため、自己管理の基盤として健康手帳の活用を啓発し、健診の結果や血圧、予防接種の記録等を継続的に管理するとともに、高齢者の介護予防事業にも有効活用できるよう周知します。

③健康づくりに関する啓発・情報発信の推進	健康増進課
----------------------	-------

チラシ「健康づくりアドバイス1～3」を発行し市民へ配布し、また広報、ホームページに健康関連記事を掲載し健康づくりを啓発しています。

健康づくりアドバイスを継続するとともに、広報やホームページ等で市民への周知を充実します。

④健康教育の充実	健康増進課
----------	-------

心身の健康づくり、生活習慣病の予防に重点を置いた健康大学講座、健康セミナー等を実施していますが、新規参加者が少ないため、参加しやすい開催方法を検討する必要があります。

健康講座等を継続実施し、特に若い世代が参加しやすいテーマや開催日時を検討し、新規参加者の増加を目指します。

⑤健康相談・訪問指導の充実	健康増進課
---------------	-------

基本健康診査で要指導となった方、生活習慣の改善に取り組む必要が高い方を対象に相談、精神保健相談等を実施しています。また、健康セミナー開催時等に、随時健康相談を実施するとともに、生活習慣病要注意者や精神的ケアが必要な者等に対して訪問指導を実施しています。

随時相談だけでなく、健康セミナー等における健康相談の機会を充実し、市民の心身の健康づくりへの支援を推進します。

⑥感染症対策の推進	健康増進課
-----------	-------

新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の予防対策、相談窓口等を各町回覧や広報等により周知しています。

引き続き、感染症予防対策、相談窓口の周知・啓発を行い、適時予防接種についても周知し、感染症予防対策を推進します。

⑦健康づくりの環境整備	健康増進課
-------------	-------

関係機関と連携し、公共施設での禁煙や健康づくり事業の充実等、健康づくりの場の拡充に努めています。

また、がん検診・歯周病検診の節目年齢無料化、健診受診や健康づくりの取り組みに対する「おのアクティブポイント」の付与等を実施し、市民の主体的な健康づくりの実践に向けた動機付けと継続を図るための取り組みを行っています。

検診の節目年齢無料化等、健診受診や健康づくりの実践を支援するための環境整備を引き続き推進していきます。

⑧健康づくりの自主的活動の支援	健康増進課
-----------------	-------

いずみ会や健康ボランティアによる食や運動等、生活習慣の改善活動を推進するとともに、健康ボランティア養成セミナーを開催し、会員増を図っています。

若い世代の会員が少ないため、活動の充実や会員同士の交流を深め、自主活動の活性化を図ります。

## (2) 生きがいづくりと社会参加活動への支援

①元気な高齢者が活躍できる仕組みづくり	シニア活躍推進課
---------------------	----------

元気な高齢者が活躍できる仕組みづくりとして、①低料金でボランティア事業を行う団体をサポートする「シニアサポートモデル事業」、②ボランティア活動や、健診受診・ウォーキング等の健康づくり、体操等の介護予防でポイントがたまる「おのアクティブポイント事業」、③第2の人生プランを考えたり、就労やボランティア活動への挑戦等、シニア世代が今後元気で生活していくための意識付けをする「セカンドライフ応援セミナー」等、さまざまな事業を行っています。

市内で6,000人以上いるアクティブシニアの中で、まだ就労・ボランティアを行っていない人も多いと推測されるため、新たな人材の掘り起こしが必要です。

今後、社会において多数の割合を占める高齢者が支援される対象者としてではなく、高齢者自身が自分の健康状態や能力に応じて何らかの形で社会に参画することで、生きがいをもって生活できるような仕組みが求められています。高齢者自身の健康状態や能力に応じて何らかの形で社会に参画することで、生きがいをもって生活できるような支援策を推進します。

### ■実績及び目標値

セカンドライフ応援セミナー		実績値			目標値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受講者数	人	28	151	500	600	700	800

シニアサポートモデル事業		実績値			目標値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認定団体数	団体	7	8	8	9	10	11
上記のうち新規団体数	団体	0	1	0	1	1	1

②老人クラブ活動への支援	高齢介護課
--------------	-------

社会参加の機会づくり、生きがいづくり及び健康づくりなどに取り組む老人クラブ（小野市老人クラブ連合会に加入しているクラブに限る）に対して補助金の助成をしています。補助金の助成を通じ、老人の心身の健康の保持のための教養講座、レクリエーションが実施されています。各クラブでは、清掃等の奉仕作業や小・中学校、保育園の運動会、グラウンドゴルフ大会への参加、地区現代セミナーでの研修等、さまざまな活動をしています。令和2年度の助成対象クラブは39団体ですが、他に、小野市老人クラブ連合会に未加入ではあるものの、独自の活動を行っている老人クラブが約15団体となっています。

引き続き、高齢者の生きがいと健康づくりのための多様な社会活動が行われるよう補助金の助成を行い、高齢者の社会参加を推進します。

#### ■実績及び目標値

老人クラブ		実績値			目標値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成件数	件	43	41	39	40	41	42
会員数	人	2,365	2,218	2,060	2,100	2,100	2,200

③ボランティア活動その他多様な活動支援	シニア活躍推進課
---------------------	----------

シニアサポートモデル事業を活用し、低料金でボランティアを行う8団体が、木の伐採や高齢者の困りごとへのサポート、子どもの学習支援等、様々な分野で、地域において活躍しています。

平成30年度から、ボランティアを行う方への人へのインセンティブとして、ポイントを貯めると、クオカード等の商品に交換できる「アクティブポイント事業」を開始しました。令和元年度末時点で4,803人がアクティブパスを所持しています。この事業におけるボランティア受入団体を平成30年度に55団体、令和元年度に70団体に増やしました。

セカンドライフ応援セミナーやセカンドライフ応援通信などの取り組みを通して、学校・介護サービス事業所・診療所・病院等、新たな場所でのボランティア活動を促し、平成3年度～令和元年度に121人の新規ボランティアのマッチングを行いました。

シニアサポートモデル事業は、制度開始後3年で7団体の登録がありましたが、平成30年度以降は1団体の登録にとどまっています。現制度では補助金額は多くなっていますが、提出書類等も複雑で気軽に申請しにくい制度となっています。シニア世代が気軽に申請できる補助制度の検討が必要です。

また、アクティブパス交付者は60・70歳代が最も多く、シニア世代の更なるボランティア促進に向けての周知が必要です。

引き続き高齢者が気軽にボランティア活動に参加してもらえよう、これら事業を充実し、ボランティアの底辺の拡大を図ります。

④地域を担う人材の発掘・育成	シニア活躍推進課
----------------	----------

セカンドライフ応援セミナーを開催し、シニア世代の社会参加に向けての意識付けを行いました。令和2年度は、コロナウィルス感染拡大防止のためやむなく中止しましたが、これにかわる新たなセミナーとして、シニア世代を元気づける動画を作成し、YouTubeで配信しています。

新しい動画を作成しオンラインでの配信や、今後の情勢を見ながらのセミナー開催など、多くのシニア世代に社会参加を意識付ける取り組みを実施し、高齢者の地域活動の促進を図ります。

⑤シルバー人材センターのさらなる活性化に向けた支援	シニア活躍推進課
---------------------------	----------

シルバー人材センターに対し補助金を交付し、会員に対して剪定講習等の開催や、適性就業推進員の配置等を行い、センターの活性化に向けて活動しています。

新規事業として、令和元年度に「空家管理事業」、令和2年度には「シルバーサポート隊」事業を開始し、低料金で高齢者の困りごとに対応しています。

平成30年度以降、会員数は570人前後で推移し変化はありませんが、派遣会員を39人から55人に増やし、新規・拡充派遣先は12事業所増加しています。

シニア世代の就労を確保する機関として重要なシルバー人材センターに対して引き続き補助金を交付するとともに、センターが実施する新規事業や既存事業の広報のほか、会員の確保や受注件数の増加に向けた支援を行っていきます。

#### ■実績及び目標値

項目		実績値			目標値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
シルバー人材センター 会員数	人	549	556	600	610	620	630

⑥就労的活動支援コーディネーターの設置と就労支援	シニア活躍推進課 高齢介護課
--------------------------	-------------------

高齢者が意欲と能力のある限り働くことのできる社会の実現に向け、「就労的活動支援コーディネーター」を設置し、関係機関や関係団体と連携を図りながら、高齢者の「雇用の創出」や「雇用の場の確保」など高齢者の就労に向けた取り組みを推進します。

### (3) 支え合い・助け合いの地域づくりの推進

①小地域福祉活動の推進	高齢介護課
-------------	-------

住民自治組織、社会福祉協議会、民生児童委員協議会等の関係団体が連携し、友愛訪問やひとり暮らし高齢者等を対象に、安否確認をはじめ、外出時の介助や日常生活支援、三世代交流会などを実施しています。

近隣住民による地域レベルの助け合い活動について、引き続き現在の活動水準を維持できるよう活動の推進に努めます。

#### ■実績及び目標値

小地域たすけあい推進 自治会		実績値			目標値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自治会数	自治会	70	67	70	70	70	70

②地域活動拠点での活動促進	高齢介護課
---------------	-------

高齢者の通いの場として「いきいき100歳体操」を市内64箇所で実施しているほか、市内6地区にある、子どもから高齢者までが幅広く参画する地域づくり協議会において地域住民の交流などを行っています。

小野市在宅医療・介護連携推進協議会などによる医療や介護に関する講座を開催するとともに、「いきいき100歳体操」を未実施の地区に拡大し、地域の高齢者等が交流できる機会の充実を図ります。



## 2 安心・安全でいつまでも地域で暮らせるまちづくり

### 【取り組みの方向性】

- ◇多様化・複雑化する生活課題に対応できるよう、地域包括支援センターの体制の充実に努めるとともに、多職種間の連携（ネットワーク）を推進します。
- ◇高齢者の要介護状態の発症予防に向けて、生活習慣病の重症化を含めた予防の取り組みと通いの場等の介護予防の取り組みについて連携を進めるため、保健事業と介護予防を一体的に推進します。
- ◇医療と介護の両方を必要とする状態になっても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるよう、地域における医療・介護の関係機関による多職種連携・協働により切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築をめざします。
- ◇認知症のある人が住み慣れた地域で尊厳を保ちながら穏やかな生活を送り、家族も安心して社会生活を送ることができるよう、地域における支援体制の強化・充実に努めます。
- ◇高齢者虐待の防止に向けた取り組みや成年後見制度の周知、利用促進を図るなど、高齢者の尊厳や権利が守られる支援体制の充実に努めます。
- ◇ひとり暮らしなどで日常的に見守りが必要な高齢者に生活支援サービスを提供し、高齢者が自立した生活を送ることができるよう支援します。
- ◇地域住民が主体となって地域の互助を高め、地域全体で複合化・複雑化した課題・ニーズに対応する包括的な支援体制の構築をめざします。

### 【具体的な取り組み】

#### （1）地域包括ケアシステムの更なる深化・推進

①地域共生社会の実現	高齢介護課
<p>現役世代（生産年齢人口）が減少し、社会経済を支える層が少なくなっていくことに伴い、高齢者等の福祉サービスを提供する担い手も不足し、これまでのようなサービスの提供体制を維持していくことが難しくなっていくことが予想されています。このため、すべてをサービス化して「支える側」と「支えられる側」を固定化するのではなく、子ども・高齢者・障がい者などを含む全ての地域住民が役割を持ち、互いに支え合い、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みである地域共生社会の実現に向け取り組みます。</p>	

②包括的な相談支援体制の充実	高齢介護課
----------------	-------

いわゆる「8050問題」や「ダブルケア問題」など地域における多様な支援ニーズに的確に対応していくためには、公的支援が個人の個別課題に対応するだけでなく、個人や世帯が抱える様々な課題に包括的に対応し、また地域の実情に応じて、高齢・障害といった分野をまたがって総合的に相談に対応し支援を提供しやすくすることが必要です。

家族や民生児童委員等からの総合相談件数は年々増加し、特に認知症に関する相談が増えています。在宅介護支援センター（3カ所）や生活保護担当者、障がい者相談員等と連携を図りながら家族を含めた支援を行っており、今後も多機関・多職種と連携した相談支援を通じて支援が必要な人を適切な機関につなげていきます。

③地域ケア会議の充実	高齢介護課
------------	-------

定例型（10回×2事例）、随時型（約5回×5事例）、令和2年度より訪問による自立支援型（10回×1事例）を実施しています。3か月後のモニタリングも実施できており、地域ケア推進会議についても年1回開催しています。

引き続き地域ケア会議を開催し、一人でも多くの介護支援専門員が事例を提出し、多職種が参加・参画していただくよう呼びかけ、地域ケア会議の機能の充実・向上を図られるよう取り組みます。

## (2) 地域支援事業による地域づくり

①一般介護予防事業の充実	高齢介護課
--------------	-------

住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進しながら、介護予防の機能強化を図ることが重要です。

本市では、通いの場「いきいき100歳体操」を64ヶ所整備し、登録者約1,200人で目標値を達成できています。コロナ感染予防のため、脳いきいき麻雀クラブの代替事業として、令和3年度より介護予防サポーターが主となり「健康貯筋クラブ」を開始します。現在、介護予防サポーターの登録者数は45名となっていますが、令和5年度にサポーター養成講座を実施する予定です。

### ■実績及び目標値

項目		実績値			目標値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
いきいき100歳体操 実施箇所数	箇所	57	64	66	68	70	72
いきいき100歳体操 参加人数	人	1,189	1,208	1,200	1,300	1,400	1,500
脳いきいき麻雀クラ ブ参加者数	延人	614	523	89	550	550	550
健康貯筋クラブ		—	—	—			
介護予防サポーター	人	58	51	45	45	45	60

### ■具体的な取り組み事業

取り組み・事業	取り組み内容
介護予防把握事業	民生委員等地域住民からの情報提供や地域包括支援センターの総合相談支援業務との連携、本人・家族等からの相談等で収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげます。
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を継続して実施し、自主的な介護予防活動につながるよう推進していきます。
地域介護予防活動支援事業	住民主体の介護予防活動の育成・支援を継続して実施し、参加者や通いの場の拡大を図っていきます。
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行います。より成果指標に基づいた事業評価を検討します。
地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取り組みを機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の集いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。

②介護予防・生活支援サービス事業の充実	高齢介護課
---------------------	-------

介護予防・生活支援サービス事業は、65歳以上の全ての方を対象とした、市が行う介護予防のための事業であり、地域の特性や実情に合わせた柔軟なサービスを気軽に利用することができ、また要支援1～2に認定された方や生活機能の低下がみられる方が利用できるサービスです。本市では、現在、「家事援助型訪問サービス」及び「閉じこもり予防型通所サービス」を実施しています。

要支援認定者や事業対象者の増加に伴い、サービス需要は増加していますが、訪問サービス事業所の人員確保等が困難になっている状況であり、訪問サービス事業所の人員確保に取り組んでいきます。

また、高齢者の移動支援として、要支援認定者・事業対象者のうち要件を満たす人を対象としたサービス「おのりんカー」の利用促進に取り組んでまいります。

#### ■実績及び目標値

項目		実績値			目標値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通所型サービス 利用者数	人	175	182	189	196	203	210
訪問型サービス 利用者数	人	35	33	39	41	43	45
おのりんカー 利用者数	人	8	25	27	29	31	33
おのりんカー 利用件数	件	62	212	323	348	372	396

③高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	高齢介護課 健康増進課
----------------------	----------------

健康寿命の延伸をめざし、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を視野に入れて、地域の健康課題に基づき、関係機関と連携した健康づくりの推進が必要です。

保健部門との連携のもと、フレイル対策に着眼した高齢者支援と疾病予防・重症化予防の促進に取り組むとともに、兵庫県後期高齢者医療広域連合と連携し医療、介護、保健等のデータを一体的に分析し、高齢者一人ひとりを医療、介護、保健等の必要なサービスにつなげていくための取り組みを推進します。

## ■具体的な取り組み事業

取り組み・事業	取り組み内容
地域の健康課題や対象者の把握	<p>KDBシステム（国保データベースシステム）を活用し医療レセプト・健診・介護レセプトのデータ等の分析を行い、重症化予防・介護予防対象者や地域の健康課題を把握します。</p> <p>庁内外の関係者間で健康課題の共有や関連事業との調整を図りながら、保健事業と介護予防の一体的な実施に向けて企画・調整・分析・評価を行います。</p>
対象者に対するハイリスクアプローチの実施	<p>医療専門職がフレイルや循環器病を含む生活習慣病の重症化予防等を行うための訪問による支援等を行います。</p> <p>また、運動器機能低下や口腔機能低下、低栄養など生活機能の低下が見込まれる高齢者に対し、リハビリテーション専門職等による運動機能をはじめ口腔機能や栄養、認知機能、社会参加などの詳細なアセスメントに基づき、短期間で集中的に日常生活動作（ADL）や手段的日常生活動作（IADL）の向上を目指す効果的な取り組みについて検討します。</p>
対象者に対するポピュレーションアプローチの実施	<p>通いの場等において、医療専門職がフレイル予防の普及啓発活動や運動・栄養・口腔等のフレイル予防などの健康教育のほか、低栄養や筋力低下等の状態に応じた保健指導や生活機能向上に向けた支援、通いの場等で把握された高齢者の状況に応じた健診や医療の受診勧奨や介護サービスの利用勧奨などの取り組みを実施します。</p>

④多職種・多様な担い手の参画と連携	高齢介護課
-------------------	-------

地域包括ケアシステムの推進に向けて具体的な目的意識を持った、保健・医療・介護・福祉などの多職種の関係機関や高齢者支援の担い手が参加・参画する地域ケア会議等の場を通じて、地域の共通課題や好事例に関する情報の共有、協働による個別事例の検討などの取り組みを推進し、各主体間の連携の強化を図ります。

⑤地域包括支援センターの機能強化	高齢介護課
------------------	-------

地域包括支援センターでは、毎年地域包括ケア連絡会、地域包括ケア研修会、介護支援専門員研修会をそれぞれ開催し、質の向上に取り組んでいます。

引き続き、地域課題やケアプラン作成に必要なスキルアップを向上させ、関係機関とのネットワークにより自立支援に向けた支援や困難ケースに対応ができるよう連絡会及び研修会を充実します。

また、今後、医療・介護の必要性が高まる後期高齢者の増加を踏まえ、高齢者の総合相談をはじめ、地域包括支援センターの包括的支援の機能が十分に発揮できるよう、担当圏域の実情に応じた人員配置等を行い、組織・運営体制の充実・強化を図ります。

また、地域包括支援センターやその業務内容について市民への周知に努めます。

■具体的な取り組み事業

取り組み・事業	取り組み内容
介護予防ケアマネジメント事業	<p>地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるようにするため、本人ができることはできる限り本人が行うという自立支援の考え方を基本とした介護予防ケアプランを作成し、総合事業のサービスと介護予防給付のサービス（要支援者のみ）、地域における健康づくりや老人クラブ活動、ボランティア活動等の社会資源の組み合わせによる適切な介護予防ケアマネジメントの実施に努めます。</p>
総合相談支援・権利擁護事業	<p>地域包括支援センター業務への理解と協力を得るための広報活動を行い、本人、家族、近隣住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談に対応します。</p> <p>また、支援を必要とする高齢者に、保健・医療・福祉サービスをはじめとする適切な支援へのつなぎ、継続的な見守りを行い、さらなる問題の発生を防止するため、関係者のネットワークの構築に取り組めます。</p> <p>さらに、重層的な課題や権利侵害行為にあっている、あるいは自ら権利主張や行使をすることができない状況にある等の高齢者等に対して、相談や対応、支援を専門的に行えるよう、職員の育成、資質向上に取り組めます。</p>
包括的・継続的マネジメント事業	<p>地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、主治医やケアマネジャー等との多職種協働や、関係機関との連携により、包括的・継続的なケアマネジメントが実現できるよう後方支援を行います。</p> <p>地域の介護支援専門員の資質向上を図る観点から、必要に応じて、地域包括支援センターの各専門職や関係者と連携し、事例検討会や研修会を実施します。</p> <p>また、地域の介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するために、介護支援専門員のネットワークの構築を図るとともに、介護支援専門員が抱える困難事例について、地域包括支援センターの各専門職や関係者、関係機関との連携のもとで支援方法を検討し、指導助言等を行います。</p>

### (3) 医療・介護連携体制の整備

①地域の实情に応じた在宅医療と介護の連携体制の構築
---------------------------

高齢介護課
-------

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、医療・介護関係職種や地域住民等による包括的かつ継続的な在宅医療と介護を一体的に提供できる体制の整備をめざした取り組みを進めており、在宅医療介護支援センターを医師会へ委託し、在宅医療度の高いターミナル等のケースをチームで支援できるよう多職種研修会を行い、医療職と介護職の連携を図っています。

在宅療養者の生活の場で医療と介護を一体的に提供するため、医療と介護が主に共通する4つの場面（日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取り）に重点を置いて、医療職と介護職の連携における課題を把握し、解決策の検討及び、更なる連携推進を図ります。また、認知症等への対応を強化するための研修等を実施します。

②市民への普及啓発
-----------

高齢介護課
-------

市民に向けて毎年セミナーを実施し、「看取り」や「かかりつけ医」をテーマに関心を持ってもらえるよう普及活動を行っています。

医療と介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、かかりつけ医をもつことの大切さや、ACP（人生会議）の必要性についてセミナーを通じて啓発していきます。

### (4) 認知症施策の推進

①本人の発信支援と認知症の理解のための普及・啓発
--------------------------

高齢介護課
-------

認知症サポーターの養成等を通じた認知症に関する理解促進をはじめ、相談先の周知、認知症の本人からの発信支援に取り組むことが重要です。

認知症サポーター養成講座修了数は、目標達成率90%となっています。また、キッズサポーター養成講座は目標達成率96%となっており、市内全小学校（8校）では毎年実施が定着し、令和元年度は高校でも実施することができました。

地域の要望に応じて出前養成講座をはじめ、民間企業や児童館等に周知を行い、若い世代へのアプローチを積極的に行っていきます。

また、認知症に対する画一的で否定的なイメージを払拭する観点から、広報のほか、講座や催しなどの機会をとらえて、本人や家族のメッセージを発信します。

■実績及び目標値

項目		実績値			目標値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症サポーターの養成講座修了人数	累計人数	2,082	2,238	2,300	2,400	2,500	2,600
キッズサポーターの養成講座修了人数	累計人数	1,711	2,219	2,500	2,800	3,100	3,400

②予防施策の推進	高齢介護課
----------	-------

認知症施策推進大綱では、「予防」を「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」と定義しています。

認知症予防につなげていくため、運動の習慣化をはじめ、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、住民主体による通いの場への参加、社会参加による役割の保持や社会的孤立の解消などにつながる取り組みを支援します。

また、認知症は早期発見により適切な治療や支援を行うことで、症状が改善したり進行を遅らせたりできることから、医師、保健師、看護師、作業療法士などで構成する「認知症初期集中支援チーム」による活動を推進し、もの忘れ検診後の事後フォローとして認知症初期集中支援チームでの対応件数を増やしていきます。

認知症ケアネットガイドブックを作成し、相談窓口や認知症初期集中支援チーム訪問、市内の事業者に配付し相談時に活用しており、認知症がある本人や介護者家族の視点・意見を取り入れるなど内容の充実を図ります。

■実績及び目標値

項目		実績値			目標値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
もの忘れ検診受診者数	人	—	—				
初期集中支援等対応人数	人	—	—				

③医療・ケア・介護サービス・介護者の支援	高齢介護課
----------------------	-------

在宅医療・介護連携事業の推進に加えて、認知症初期集中支援チームによる支援をはじめ、認知症地域支援推進員を中心とした認知症ケアパスや連携ツールの周知・活用などの施策と連携しながら、本人の状態に応じて、適切な医療と介護サービスなど様々な支援が提供できる体制づくりに取り組みます。

認知症サポーター養成講座を受講された方を対象にスキルアップ研修を実施し、認知症の人と家族を支える活動を行える方の名簿を作成します。また、コーディネーターによるチームオレンジを結成し、認知症の人が安心して暮らし続けられる地域づくりを進めます。



## ■実績及び目標値

項目		実績値			目標値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者外出見守り 模擬訓練モデル地区	地区名	大部	下東条	小野東	小野西	河合	来住
外出見守り事前登録 件数	累計 件数	90	83	140	160	180	200
スキルアップ研修	回	—	—	—	1	1	1
チームオレンジ登録 者数	累計 人数	—	—	—	20	30	40

## ■具体的な取り組み事業

取り組み・事業	取り組み内容
認知症のある方に対するサービスの充実	認知症ケアの質の向上を図るため、認知症グループホームなど介護サービス事業所などにおいて認知症介護に係る研修を実施するなど、認知症ケア向上推進事業に取り組みます。
認知症カフェの充実	認知症カフェ（絆カフェ）は9ヶ所設置されており、市内連絡会を年1回開催して運営の情報交換等の支援を行っています。 認知症本人や家族の意見・要望等を把握し、ニーズに沿った方法・内容を検討しカフェの充実を図ります。
「チームオレンジ」の推進	認知症サポーター養成講座の実施に加えて、ステップアップ講座を受講した認知症サポーターが支援チームをつくり、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み「チームオレンジ」を推進します。
認知症高齢者見守り	高齢者外出見守り模擬訓練は関係機関の協力を得ながら、毎年1回開催し、高齢者の見守りに関する啓発を行っています。 模擬訓練は継続していくことが重要であると考えられるため、今後も継続して実施していきます。

④若年性認知症施策の強化	高齢介護課
--------------	-------

地域包括支援センターの総合相談窓口、他の事業等により支援を必要とする人への早期相談・対応、適切なサービス利用や家族支援、生活環境の調整等が行えるよう、認知症疾患医療センターや若年性認知症支援コーディネーター等の関係機関と連携を図ることが必要です。

今後は、地域における若年性認知症の人やその家族の相談ニーズへの対応、社会参加の意識が高い若年性認知症の人に対応するサービスの創設、サービス事業等との連携、体制構築を図ります。

認知症の人の多くが、認知症になることで、買い物や移動、趣味活動など地域の様々な場面で、外出や交流の機会を減らしている実態があります。

このため、移動、買い物、金融手続き、公共施設など、生活のあらゆる場面で、認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けていくための障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」が必要です。

生活関連施設等のユニバーサルデザインによる高齢者にやさしいまちづくりの推進や交通安全事業、地域での支え合いによる地域づくり、ニーズに応じた施設・住まいの支援に加えて、社会参加の促進などを通じて、認知症の人が住み慣れた地域で暮らし続けられるように「認知症バリアフリー」を推進します。

## (5) 安心・安全な生活環境の整備と多様な住まいの確保

①生活支援体制整備事業の拡充	高齢介護課
----------------	-------

NPO、ボランティア団体、地元組織など多様な団体がさまざまな生活支援サービスを提供する体制づくりや住民が担い手となる環境づくりを進めています。市内6地区で「よりそい協議会」を立ち上げ、うち4地区において移動販売車による買い物支援やショッピングバスツアー、集いの場としての食堂、見守りとしての配食サービスをそれぞれ実施しています。

令和3年度立ち上げ予定の1地区のほか、実施事業が未定の2地区についても地域課題の発見や解決方法の検討を支援していきます。

(7期計画p.56の図を挿入)

### ■本市における生活支援コーディネーターと協議体

生活支援 コーディネーター	地域で、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす役割を担う人です。
協議体	<p>各圏域におけるコーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画し、情報共有及び連携強化の場として、中核となるネットワークです。</p> <p>&lt;構成団体&gt;</p> <p>○第1層</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボランティア活動団体（ボランティアグループ連絡会、ふれあい・いきいきサロン）</li> <li>・ 福祉関係団体（社会福祉協議会、社会福祉法人連絡協議会、民生児童委員協議会、介護保険サービス提供事業所）</li> <li>・ 関係団体（老人クラブ連合会、シルバー人材センター、協同組合、商工会議所、特定非営利活動法人）</li> <li>・ 市民（福祉推進委員長、市連合区長会）</li> <li>・ 行政関係（高齢介護課、地域包括支援センター）</li> </ul> <p>○第2層</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボランティア活動団体（ボランティアグループ連絡会、ふれあい・いきいきサロン）</li> <li>・ 福祉関係団体（社会福祉協議会、社会福祉法人連絡協議会、民生児童委員協議会）</li> <li>・ 関係団体（老人クラブ連合会、協同組合）</li> <li>・ 市民（福祉推進委員長、市連合区長会）</li> <li>・ 行政関係（高齢介護課、地域包括支援センター）</li> </ul>

②介護ファミリーサポート事業の拡充	高齢介護課
-------------------	-------

援助を依頼したい人と援助活動をしたい人がお互いに会員となって、総合事業における掃除や洗濯、ゴミだしなどの生活支援、介護保険サービスでは該当しない話し相手や軽度者の通院介助など外出時の付添いなど有償ボランティア活動を通して助け合う組織です。

生活支援サポーター養成講座を実施し、おの介護ファミリーサポートセンターの協力会員の増員を図りました。引き続き、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、相互援助活動を推進し、住みよいまちづくりを目指します。

#### ■実績及び目標値

項目		実績値			目標値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
依頼会員	人	196	215	228	240	250	260
協力会員	人	97	107	102	120	130	140
活動延べ件数	件	1,772	1,714	1,300	1,750	1,760	1,770

③高齢者住宅改造費助成事業の利用促進	高齢介護課
--------------------	-------

現在お住まいの家を、手すりの設置や段差解消等のバリアフリー化する工事費の一部について、利用者の身体状況に合わせて適切な工事内容を見極め、必要に応じて助成を行っています。

引き続き、利用者が住み慣れた自宅で生活できるよう、身体状況に合わせて適切な工事内容を見極め、必要に応じて助成を行います。また、利用者の身体状況に合わせて適切な工事ができるよう、リハビリ専門職が工事内容について検討できるような仕組みをつくります。

④避難行動要支援者対策の推進	高齢介護課
----------------	-------

災害時における避難の際に支援が必要な高齢者の情報を把握するため、要介護度状態区分、家族の状況等を記載した名簿と、避難行動要支援者の個別計画の作成を推進しています。令和元年度モデル地区にて防災と福祉の連携による個別支援計画作成促進事業を実施しました。避難行動要支援者の個別支援計画の作成のため、ケアマネジャーや自主防災組織等の関係者間で検討し、避難の体制づくりを行いました。

避難行動要支援者の個別支援計画作成促進事業を全自治会へ広げるため、自主防災組織への事業推進、ケアマネジャーなど福祉専門職への支給要綱の制定、補正予算編成を行うとともに、継続的な個別支援計画作成が行われ、地域の自主防災組織体制が整備される仕組みを構築します。

⑤緊急通報体制等整備事業の推進	高齢介護課
-----------------	-------

ひとり暮らしの高齢者が在宅で安心して暮らせるよう、緊急ボタンを押すだけで24時間体制の委託業者に連絡が取れる緊急通報装置を設置し、緊急時に地域の見守りや救急搬送等の手段を迅速にとることができるよう支援をしています。また、平成29年度から、本市独自で希望者には人感センサーを設置しています。

令和2年度末で約140件の利用が見込まれ、民生児童委員等による設置の申込も増加している状況にあります。

民生児童委員やケアマネジャー等を通じて、緊急通報装置の利用が望ましい方への設置の推奨を継続して行っていきます。

■実績及び目標値

項目		実績値			目標値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
緊急通報装置 延べ利用件数	件	129	128	140	145	150	155
うち新規利用件数	件	13	19	12	18	20	22

⑥高齢者向け住まいの整備等の推進	高齢介護課
------------------	-------

一人ひとりの高齢者がニーズに合った住まい、施設で暮らせるよう、介護保険事業計画に基づき有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などの多様な住まいの供給を計画的に進めていきます。

また、県と連携し、未届け有料老人ホーム等の把握・指導等を行っていきます。

■実績及び目標値

項目		実績値			目標値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ケアハウス	延床数	16	16	16	16	16	16
有料老人ホーム	延床数	58	58	82	82	82	82
サービス付き高齢者 向け住宅	延床数	37	87	87	87	87	87

⑦養護老人ホーム等への措置の実施	高齢介護課
------------------	-------

老人福祉法に基づき、環境上または経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者に対し養護老人ホーム等への入所措置を行っていきます。

引き続き、入所措置の必要如何を適切に判断し、高齢者の生命や身体の安全を確保するとともに、養護者の養護の負担軽減を図ります。

## (6) 地域の見守り体制の充実と高齢者の権利擁護

①高齢者見守りネットワークの推進強化	高齢介護課
--------------------	-------

市内事業者による高齢者見守りネットワークを構築し、認知症高齢者に関する通報や、行方不明高齢者の発見に協力を依頼しています。

対象事業者の要件を見直すなどして、高齢者の見守りに協力いただける事業者の拡大を図ります。

### ■実績及び目標値

高齢者見守りネットワーク		実績値			目標値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見守り協定締結事業者	事業者	33	32	32	33	33	34

②成年後見制度の利用促進	高齢介護課
--------------	-------

ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者が増加する中、成年後見制度の活用がますます重要となっています。成年後見制度の利用が望ましい方を把握した場合には、家族申立ての支援のほか、市長申立てを実施しています。

今後、成年後見制度利用促進基本計画の策定や中核機関の設置を行うことで、制度の利用促進を図っていきます。

③高齢者虐待防止対策の推進	高齢介護課
---------------	-------

高齢者虐待は家庭内で発生している場合が多く、発見が遅れることにより事態が深刻化するおそれがあります。そのため、関係機関や市民の協力による早期発見・早期対応が重要です。

本市では、ネットワーク会議や権利擁護推進協議会を開催し、地域力の向上や関係機関との連携を強化しています。会議の開催機会を維持しながら、地域の見守り体制の関係強化と権利擁護の啓発を行っていきます。

## (7) 家族介護の支援

①家族介護用品支給事業の普及	高齢介護課
----------------	-------

高齢者及び介護者が市内に住所を有し、要介護4・5の寝たきり又は認知症の高齢者を在宅で介護している市民税非課税世帯に対し、紙おむつ等の介護用品を支給しています。広報、ホームページ等に掲載し、制度の周知を行っています。

引き続き、在宅での介護による家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図るため、制度の継続を図ります。

②在宅高齢者介護手当支給事業の普及	高齢介護課
-------------------	-------

高齢者及び介護者が市内に住所を有し、要介護4・5の認知症の高齢者を在宅で介護している市民税非課税世帯に対し、介護手当を支給しています。(家族介護慰労金との重複支給はありません。)

引き続き介護手当を支給し、介護者及び高齢者の精神的・経済的負担を軽減して、居宅で安心して生活できるよう、在宅生活支援を継続していきます。

③家族介護慰労事業の普及	高齢介護課
--------------	-------

高齢者及び介護者が市内に住所を有し、要介護4・5の高齢者を在宅で介護している市民税非課税世帯に対し、過去1年間介護サービスを利用されなかった場合に慰労金を支給しています。広報、ホームページ等に事業に関する広報を掲載し、また民生児童委員の改選の際には、校区別連絡にて制度の周知と協力を依頼しました。

引き続き、在宅での介護による家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図るため、制度の周知を行っていきます。

④介護家族者交流事業(ほのぼの交流会)の支援	高齢介護課
------------------------	-------

介護による家族の身体的・精神的負担の軽減を図り、在宅介護の促進のために、介護家族の講演会及び交流会を年2回開催しています。

引き続き、在宅での介護による家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図るため、交流会を実施していきます。

⑤介護離職防止に向けた取り組みの実施	高齢介護課
--------------------	-------

介護と就労の両立が困難であることが理由で、現在の職を辞めざるを得ないという介護離職を防ぐために、介護離職防止に関する市オリジナルのパンフレットを作成し、商工会議所と連携して企業への周知を行いました。

今後も商工会議所と連携を取り、合同セミナー等を企画していきます。

### 3 介護保険事業の円滑な運営

#### 【取り組みの方向性】

- ◇介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを事業者が適切に提供するように促し、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高めます。
- ◇介護人材不足の状況を踏まえて、必要となる介護人材の確保に向け、県等と連携し取り組みます。

#### (1) 介護保険サービスの基盤整備

①日常生活圏域の設定	高齢介護課
------------	-------

第8期計画においても、第3期計画からの事業の継続性を踏まえ、中学校区を1圏域として、市内に4つの日常生活圏域を設定します。

##### ■設定理由

- ① 各中学校区に1か所ずつ配置している在宅介護支援センターを拠点に、地域全体での情報の共有化と総合的なサービス調整が行われている点
- ② 各中学校区で各種事業が展開されている点
- ③ 地理的、歴史的な結びつきが深い点

②介護サービスの基盤整備案	高齢介護課
---------------	-------

令和2年10月に定期巡回・随時対応型訪問介護看護、令和3年3月に小規模多機能型居宅介護が開設されました。

既存事業所のフル稼働、介護予防事業による重度化防止の取り組みにより、サービス需要増に対応することとし、第8期計画期間中の事業所の新設は予定していません。

③各種サービスの実績と見込量	高齢介護課
----------------	-------

第8期計画期間の介護サービス見込量等については、第7期計画期間における要介護・要支援認定者数や利用者数の伸び、サービスの利用実績及び第8期計画期間の基盤整備の方向性等を踏まえて推計を行っています。



③-1 居宅サービス（介護予防サービス）

（ア）予防給付

		第7期（実績値）			第8期（計画値）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防訪問入浴介護	回	2	1	2	2	2	2
	人	1	1	1	1	1	1
介護予防訪問看護	回	269	232	187	246	249	253
	人	38	40	32	37	38	39
介護予防訪問リハビリテーション	回	52	41	35	35	35	35
	人	3	3	3	3	3	3
介護予防居宅療養管理指導	人	15	17	17	25	25	26
介護予防通所リハビリテーション	人	104	114	121	125	127	130
介護予防短期入所生活介護	日	8	18	13	28	28	28
	人	2	5	2	4	4	4
介護予防短期入所療養介護（老健）	日	11	11	8	17	17	17
	人	3	3	3	3	3	3
介護予防福祉用具貸与	人	192	202	209	218	225	230
特定介護予防福祉用具販売	人	3	4	4	4	4	4
介護予防住宅改修	人	6	6	6	6	7	7
介護予防特定施設入居者生活介護	人	3	5	4	4	4	4

※回（日）数及び人数は1月当たりの数。

(イ) 介護給付

		第7期（実績値）			第8期（計画値）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問介護	回	3,393	3,557	3,250	3,607	3,605	3,757
	人	170	162	140	135	135	140
訪問入浴介護	回	72	57	59	45	44	49
	人	13	12	12	12	12	13
訪問看護	回	1,412	1,290	1,221	1,361	1,392	1,398
	人	179	178	177	183	184	185
訪問リハビリテーション	回	252	465	527	795	788	835
	人	18	30	32	35	35	38
居宅療養管理指導	人	138	147	163	157	159	161
通所介護	回	3,359	3,498	3,586	3,631	3,628	3,781
	人	297	315	330	349	364	379
通所リハビリテーション	回	3,219	3,228	3,081	2,862	2,883	2,989
	人	308	312	294	290	293	303
短期入所生活介護	日	1,784	1,881	1,873	2,069	2,161	2,292
	人	124	125	115	128	131	136
短期入所療養介護（老健）	日	251	224	213	194	197	196
	人	38	37	31	26	27	27
福祉用具貸与	人	573	601	622	655	670	695
特定福祉用具販売	人	10	10	12	12	15	15
住宅改修	人	12	11	15	15	16	16
特定施設入居者生活介護	人	33	34	36	37	40	40

※回（日）数及び人数は1月当たりの数。

③-2 地域密着型サービス

(ア) 予防給付

		第7期（実績値）			第8期（計画値）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防小規模多機能型居宅介護	人	8	6	8	11	12	12

※回（日）数及び人数は1月当たりの数。

(イ) 介護給付

		第7期（実績値）			第8期（計画値）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人	6	12	16	17	19	21
夜間対応型訪問介護	人	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	回	355	316	336	339	351	370
	人	42	40	42	45	46	48
認知症対応型通所介護	回	472	499	465	471	491	525
	人	44	46	43	45	47	49
小規模多機能型居宅介護	人	58	58	57	71	72	74
認知症対応型共同生活介護	人	47	48	55	61	62	63
地域密着型特定施設入居者生活介護	人	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人	30	31	29	29	29	29
看護小規模多機能型居宅介護	人	24	24	23	27	27	29

※回（日）数及び人数は1月当たりの数。

③-3 施設サービス

		第7期（実績値）			第8期（計画値）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護老人福祉施設	人	300	290	304	310	315	320
介護老人保健施設	人	156	146	153	157	160	163
介護医療院	人	0	1	1	5	6	7
介護療養型医療施設	人	9	6	6	2	1	0

※回（日）数及び人数は1月当たりの数。

③-4 居宅介護支援（介護予防支援）

		第7期（実績値）			第8期（計画値）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防支援	人	266	289	295	320	335	350
居宅介護支援	人	873	879	940	941	962	997

※回（日）数及び人数は1月当たりの数。

④介護サービスの質の確保、向上	高齢介護課
-----------------	-------

多様化する利用者ニーズに対応した質の高い介護サービスが提供されるためには、事業者自らがサービスの質の向上に資する取り組みを行うことが重要であり、これらの事業者の取り組みに対し、引き続き助言・指導を行っていきます。

■具体的な取り組み事業

取り組み・事業	取り組み内容
低所得者対策の推進	第7期同様、低所得で生活が困難である者及び生活保護受給者について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が利用者負担額の軽減を行った際、その一部を市が助成する「社会福祉法人による介護保険サービス利用者負担軽減」を行います。
地域密着型サービス・総合事業サービス事業者・居宅介護支援事業者の指定	事業計画に整備を位置付けていた地域密着型サービス事業所2事業所を公募により決定しました。地域密着型サービス事業所には、毎月利用状況等を報告させ、運営状況を把握しています。地域密着型サービス事業所に加え、総合事業サービス事業者・居宅介護支援事業者の実績報告を求め、事業運営の把握に取り組みます。 国基準に則り、新規・更新申請時の文書の削減を進めます。
サービス事業者の指導・監督・調査	県と合同で実地指導・監査を実施し、1事業所に行政処分を行いました。 国基準に則り、実地指導の簡素化に取り組みます。情報提供事案については、速やかに実地指導を行います。
介護人材の確保に向けた取り組み	令和元年度には、入門的研修を実施し希望者3名には事業所とのマッチングを行いました。 20歳代の若手をターゲットにした正規職員採用活動、事業所への定着支援を進めるとともに、介護助手の積極的な採用を支援します。
介護サービスの質の向上、人材の育成	令和元年度から、市内在住かつ市内事業所に勤務する者の初任者研修受講費用の助成事業を開始しました。 研修助成については、各事業所で積極的な取り組みが進められており、市内事業所間での情報連携等によるサービスの質の向上に取り組みます。
介護サービスに対する苦情処理	サービスに対する苦情があれば、事業所に確認を行い、必要に応じて県への報告や事業所訪問を行いました。 事業所への確認や事業所訪問に加え、重大と判断される案件については、実地指導・監査を行う仕組みを構築します。

■具体的な取り組み事業

取り組み・事業	取り組み内容
介護給付適正化事業	<p>第4期小野市介護給付適正化計画に基づき、主要5事業を中心とした介護給付の適正化に取り組みました。</p> <p>第5期小野市介護給付適正化計画を策定し、効率的にケースを抽出することでケアプラン点検の件数を増加させる等、計画に基づいた取り組みを行います。</p>
地域包括支援センター運営協議会の運営	<p>小野市介護保険運営協議会の中に包含する形で、地域包括支援センター運営協議会を年2回開催しています。</p> <p>引き続き、小野市介護保険運営協議会の中で、事業運営状況の報告等を行い、委員の意見をいただきながら適正な運営を行います。</p>
身体拘束ゼロに向けた情報の提供	<p>県が開催する研修への参加等により得た知見を参考に、市内事業所からの相談に対応しています。</p> <p>各事業所における身体拘束の実施状況の把握及び身体拘束ゼロへの取り組みの好事例の情報展開を行います。</p>
介護認定審査会の円滑な運営	<p>第7期から認定期間36ヶ月が新設されたことに伴い、合議体間でのバラつきを軽減するため、合議体ごとの認定期間決定状況を報告・協議しました。</p> <p>感染症拡大予防のため、認定審査会のオンライン化について調査・研究を行います。第8期計画より新たに適用される48か月については、協議しながら積極的に採用していきます。</p>
認定調査内容に対する検証の実施	<p>担当職員等による調査票の読み込み及び主治医意見書との突合により、調査票の不備・不明点ゼロに取り組んでいます。</p> <p>引き続き、担当職員等による調査票のチェック及び主治医意見書との突合を徹底し、審査会での再調査判定をゼロにします。</p>
認定調査員の資質向上	<p>調査員研修の実施により認定調査員の資質向上に取り組んでいます。</p> <p>委託分の調査を定期的に市で実施するなど、全体的な認定調査結果の精度の均一化を進めます。</p>
新規の要介護・要支援認定調査	<p>令和2年度より認定調査員の身分を、非常勤特別職から会計年度任用職員に変更し、市直営で新規の認定調査が実施できる体制をとっています。</p> <p>引き続き、市直営での新規の認定調査実施体制を継続します。</p>

■具体的な取り組み事業

取り組み・事業	取り組み内容
住民への制度周知	平成30年度に介護保険ガイドブックを作成し、市内全戸及び関係事業所等への配布を行いました。 介護保険ガイドブック作成については、部内でワーキンググループを結成し、配布方法も含めてゼロベースで見直します。
サービス提供事業者に関する情報提供	サービス提供事業者から提供を受けたパンフレット等を備えており、窓口相談にいられた方に必要な事業所の資料を提供しています。 窓口で説明する際の資料として市内サービス提供事業者の情報を集約した冊子を作成します。

■実績及び目標値

		実績値			目標値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ケアプラン点検実施 件数	件	43	76	80	120	140	160

⑤災害及び感染症に対する備え	高齢介護課
----------------	-------

本市地域防災計画に定められている、市内における要配慮者利用施設の該当介護事業所等には、想定される災害種別ごとに避難確保計画を作成し、本市に提出するよう指導します。また、事業所等の実地指導を行う際などに、計画内容について確認するとともに、計画に基づく避難訓練の実施状況等について確認し、計画の実効性確保に努めます。

介護保険施設等の協力を得て、災害時において一般の避難所での生活が困難な高齢者や障がい者など、特別な配慮を必要とする人を受け入れる福祉避難所の指定を進め、介護事業所等の利用者の円滑かつ迅速な避難確保の実現を図ります。

また、新型コロナウイルス感染症等の感染症拡大防止策について、介護事業所等に対して周知啓発を行うとともに、感染症発生時に備え、県や介護事業所等と感染症発生時の代替サービスの確保や相互応援体制を構築していきます。

また、平時から介護事業所等において、マスクや消毒液その他の感染症対策に必要な物資を備蓄するとともに、在庫量と使用量、必要量を管理するよう、事業所等に対して周知啓発を図ります。

## (2) 介護保険事業に係る費用の見込みと第1号被保険者保険料

### ①保険料算定の流れ

第8期計画期間における保険料については、次の過程で算出をしました。

#### ①人口及び被保険者数の推計

計画期間中の性別・年齢階級別の人口及び被保険者数を推計



#### ②要介護・要支援認定者数の推計

要介護（要支援）認定実績から将来の性別・年齢階級別の認定率を推計



#### ③施設・居住系サービス利用者数及び給付費の見込み

要介護（要支援）認定者の推計人数、施設・居住系サービスの利用実績と今後予定する整備量を踏まえ、施設・居住系サービスの利用者数を推計



#### ④居宅サービス等の利用者数・利用量及び給付費の見込み

地域密着型サービスの整備計画や、これまでの居宅サービスの給付実績を踏まえ、利用者及び利用見込量を推計



#### ⑤地域支援事業にかかる費用の見込み

介護予防・日常生活支援総合事業費や包括的支援事業費・任意事業費を見込み、地域支援事業に係る費用を推計



#### ⑥第1号被保険者の保険料基準額の設定

介護保険の運営に必要な③～⑤の費用や被保険者数の見込みとともに、第8期の第1号被保険者の介護保険料を設定

②介護サービス別給付費の推計

予防給付及び介護給付（地域密着型サービス含む）のサービスごとの給付費の見込みは以下のとおりです。

（ア）予防給付

（千円）

	第7期（実績値）			第8期（計画値）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防サービス						
介護予防訪問入浴介護	197	114	202	183	193	193
介護予防訪問看護	12,446	12,742	9,861	12,702	12,721	12,878
介護予防訪問 リハビリテーション	1,755	1,368	1,087	567	567	567
介護予防居宅療養管理 指導	1,620	1,541	1,535	2,387	2,387	2,474
介護予防通所 リハビリテーション	46,348	53,862	51,974	52,884	53,666	54,947
介護予防短期入所 生活介護	616	1,276	1,014	2,074	2,074	2,074
介護予防短期入所 療養介護	1,186	1,302	990	2,054	2,091	2,091
介護予防福祉用具 貸与	13,088	13,192	13,347	13,947	14,408	14,731
特定介護予防福祉 用具販売	828	1,086	1,106	1,039	1,039	1,039
介護予防住宅改修	7,218	6,268	6,056	5,907	6,941	6,941
介護予防特定施設 入居者生活介護	2,058	3,486	4,383	4,383	4,383	4,383
介護予防支援	14,075	15,321	15,741	17,072	17,872	18,672
地域密着型サービス						
介護予防認知症対応型 通所介護	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能 型居宅介護	7,307	5,150	6,669	9,653	10,648	10,648
介護予防認知症対応型 共同生活介護	0	0	0	0	0	0

※給付費は年間累計の金額



## (イ) 介護給付

(千円)

	第7期(実績値)			第8期(計画値)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付サービス						
訪問介護	102,812	107,256	103,336	114,623	114,625	119,551
訪問入浴介護	10,379	8,110	8,502	6,402	6,373	7,004
訪問看護	92,036	83,454	84,250	94,362	96,368	96,768
訪問リハビリテーション	8,079	14,682	16,990	25,404	25,185	26,699
居宅療養管理指導	15,958	17,754	19,075	18,450	18,694	18,938
通所介護	321,705	336,698	348,708	355,714	355,432	370,521
通所リハビリテーション	332,364	328,590	320,842	291,529	292,477	302,481
短期入所生活介護	170,035	181,291	183,828	200,703	209,506	222,254
短期入所療養介護	33,766	30,893	31,039	28,578	28,956	28,746
福祉用具貸与	82,550	83,789	86,566	90,193	92,333	96,416
特定福祉用具販売	3,178	3,043	3,624	3,609	4,542	4,542
住宅改修	11,509	10,422	14,552	13,477	14,330	14,330
特定施設入居者生活介護	73,232	75,392	80,795	82,996	90,505	90,505
居宅介護支援	156,403	156,662	169,006	168,442	172,262	178,762
地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	9,434	19,133	26,240	28,402	33,270	35,557
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	24,333	21,576	23,560	23,792	24,607	25,968
認知症対応型通所介護	61,152	66,994	62,108	65,322	67,829	73,197
小規模多機能型居宅介護	135,490	136,300	138,662	176,453	178,612	182,353
認知症対応型共同生活介護	138,195	141,151	158,933	175,984	178,840	181,668
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	104,764	106,774	104,634	104,634	104,634	104,634
看護小規模多機能型居宅介護	73,634	79,592	79,663	94,262	94,262	101,394
施設サービス						
介護老人福祉施設	827,290	866,752	935,866	946,488	961,751	977,059
介護老人保健施設	477,312	499,233	534,240	514,311	524,948	534,469
介護医療院	0	2,795	4,870	24,351	29,221	34,091
介護療養型医療施設	37,676	28,448	27,215	9,399	4,945	0

※給付費は年間累計の金額

③総給付費の推計

(千円)

	第7期（実績値）			第8期（計画値）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付費	108,742	116,707	113,965	124,852	128,990	131,638
予防給付費	3,303,284	3,406,786	3,567,101	3,657,880	3,724,507	3,827,907
総給付費	3,412,026	3,523,493	3,681,066	3,782,732	3,853,497	3,959,545

※端数処理の関係で合計が一致しない場合があります。

※給付費は年間累計の金額

④地域支援事業費の推計

令和3年度から令和5年度における地域支援事業費の見込みは次のとおりです。

(千円)

	第7期(実績値)			第8期(計画値)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防・日常生活支援総合事業	70,806	64,165	79,023	88,968	90,605	92,605
訪問介護相当サービス	3,276	3,813	3,807	3,924	3,998	4,097
訪問型サービスA	4,914	3,442	3,924	5,407	5,509	5,645
訪問型サービスD	849	753	800	850	900	950
通所介護相当サービス	7,791	7,900	7,638	11,648	11,868	12,161
通所型サービスA	31,163	34,030	32,220	36,639	37,331	38,252
介護予防ケアマネジメント事業	7,539	5,826	6,778	7,000	7,500	8,000
介護予防把握事業	9,850	5,886	14,791	15,000	15,000	15,000
介護予防普及啓発事業	661	47	0	0	0	0
地域介護予防活動支援事業	2,106	357	2,003	2,000	2,000	2,000
地域リハビリテーション活動支援事業	2,346	1,879	6,595	6,000	6,000	6,000
上記以外の介護予防・日常生活総合事業	311	230	468	500	500	500
包括的支援事業及び任意事業	52,974	58,309	60,116	59,500	60,000	60,500
地域包括支援センターの運営	44,883	49,810	51,273	50,000	50,000	50,000
任意事業	8,090	8,499	8,843	9,500	10,000	10,500
包括的支援事業(社会保障充実分)	19,781	21,969	27,182	32,000	32,000	32,000
在宅医療・介護連携推進事業	972	740	1,000	1,000	1,000	1,000
生活支援体制整備事業	17,117	19,903	25,223	30,000	30,000	30,000
認知症地域支援・ケア向上事業	658	1,326	959	1,000	1,000	1,000
認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	38	0	0	0	0	0
地域ケア会議推進事業	996	0	0	0	0	0
地域支援事業費	143,562	144,443	166,321	180,468	182,605	185,105

※端数処理の関係で合計が一致しない場合があります。

⑤標準給付費見込額

介護保険料算定の基礎となる、令和3年度から令和5年度における標準給付費の見込み額は次のとおりです。

(千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総給付費	3,782,732	3,853,497	3,959,545
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	173,801	177,095	181,898
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	88,691	90,372	92,823
高額医療合算介護サービス費等給付額	885	902	926
算定対象審査支払手数料	2,995	3,052	3,134
審査支払手数料一件あたり単価	54	54	54
審査支払手数料支払件数(件)	55,460	56,510	58,043
標準給付費見込額(A)	4,049,104	4,124,917	4,238,326
地域支援事業費見込額(B)	180,468	182,605	185,105
標準給付費見込額と地域支援事業費見込額 の合計(A)+(B)	12,960,526		

※端数処理のため、合計が一致しない場合があります。

⑥第1号被保険者の保険料

(ア) 介護保険料額の算出の考え方

介護保険事業にかかる給付費は、サービス利用時の利用者負担を除いて、保険料と公費が50%ずつを占めています。

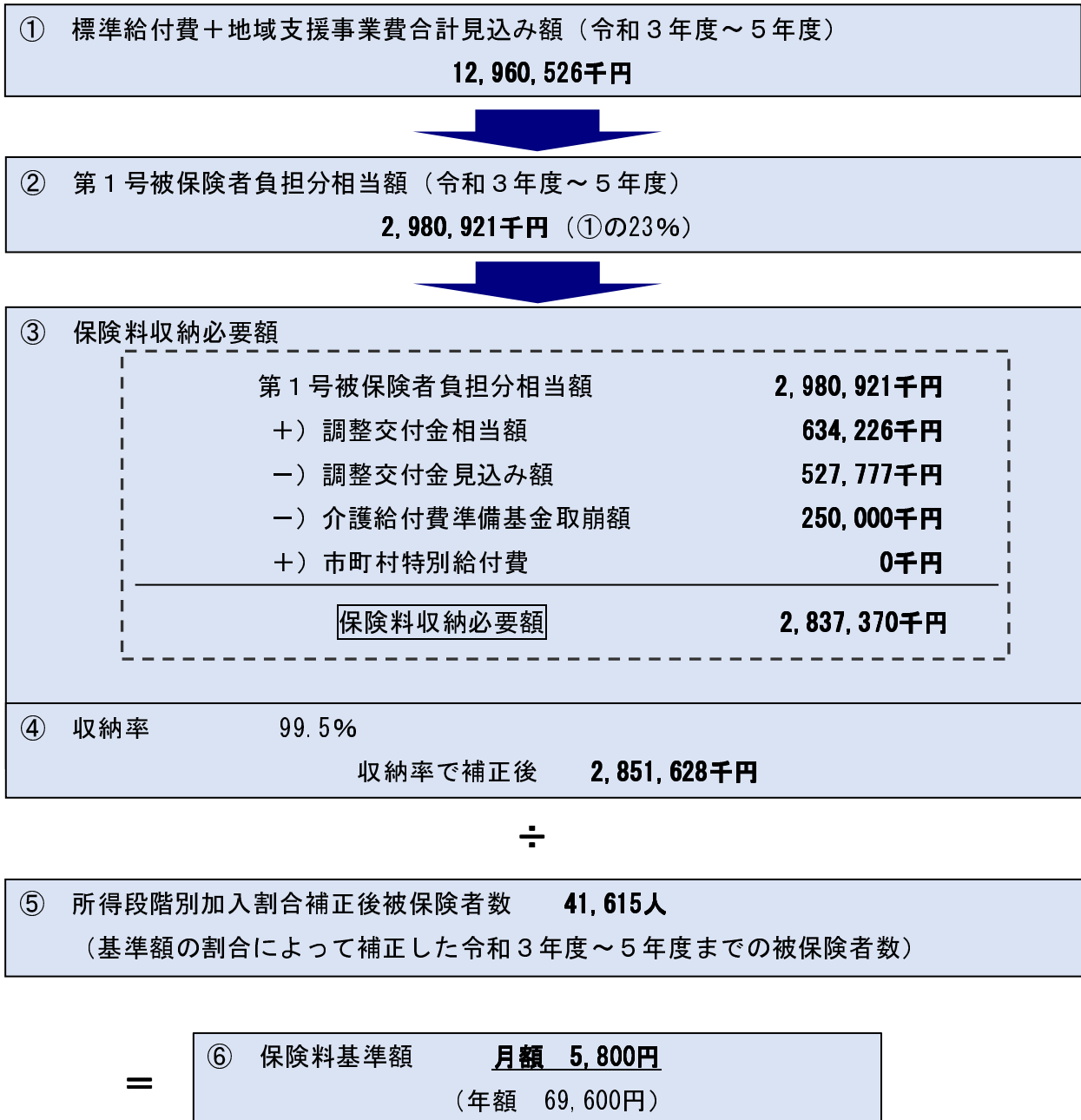
第8期計画では、被保険者負担率が社会全体の年齢別人口の増減により変更され、標準給付費見込額と地域支援事業費見込額の合計額の23%を第1号被保険者(65歳以上の方)、27%を第2号被保険者(40~64歳の方)が負担することになります。(第8期では改定予定)

また、公費における負担割合は、基本的には国が25%(うち、調整交付金として5%)、県が12.5%、市が12.5%となっています。

(イ) 第1号被保険者保険料基準額の算定（試算値）

第1号被保険者の負担割合（23%）、予定保険料収納率（99.5%）、所得段階別加入割合補正後被保険者数、調整交付金、財政安定化基金取崩しによる交付額、市町村特別給付費等の影響を試算した結果、第8期計画における現時点での第1号被保険者の保険料基準月額は5,800円（試算値）となります。

◆介護保険料算出プロセス



※端数処理の関係で算出結果が一致しない場合があります。

(ウ) 所得段階別保険料

保険料収納必要額を第1号被保険者数で割った額が年間の保険料額となりますが、保険料の負担は所得段階によって異なります。

そのため、保険料の算出には所得段階別加入割合補正後被保険者数を用います。

第8期計画期間においては、本市では11段階を設定します。

□第8期所得段階別保険料

段階	料率	保険料(月額)	対象者
第1段階	基準額 ×0.45	2,610円 (年額 31,320円)	生活保護を受給している人 世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人 世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人
第2段階	基準額 ×0.75	4,350円 (年額 52,200円)	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の人
第3段階			世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超えている人
第4段階	基準額 ×0.90	5,220円 (年額 62,640円)	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人
第5段階 (基準額)	基準額 ×1.00	5,800円 (年額 69,600円)	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超えている人
第6段階	基準額 ×1.20	6,960円 (年額 83,520円)	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人
第7段階	基準額 ×1.30	7,540円 (年額 90,480円)	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人
第8段階	基準額 ×1.50	8,700円 (年額 104,400円)	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人
第9段階	基準額 ×1.70	9,860円 (年額 118,320円)	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の人
第10段階	基準額 ×1.80	10,440円 (年額 125,280円)	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人
第11段階	基準額 ×2.00	11,600円 (年額 139,200円)	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の人

## 第5章 計画の推進体制

今後の超高齢社会に対応すべく、介護保険事業等を本計画に沿って適切かつ確実に推進するためには、市民参加が今後も非常に重要となります。

介護保険制度をはじめとする高齢者福祉施策の推進を円滑に行っていくためには、引き続き以下の体制のもとに計画を推進します。

### 1 介護保険事業の推進と進行管理

本市の介護保険が適切に運営されているかどうかを評価するために、必要に応じて、小野市介護保険運営協議会で、介護保険事業及び高齢者福祉に関する必要な事項について、調査や審議を行います。

### 2 事業評価の実施

利用者である市民が介護サービスに満足しているか、しっかりとした自立支援がされているかについて、ケアプランの確認、サービスの質の評価、その他多方面からの確認を行います。また、利用者がサービスの利用によって効果が出ているか、利用者本人、家族及び関係者からの聞き取り調査も行います。

### 3 広報・啓発

本計画に掲げるさまざまな施策を効果的に推進するためには、高齢者はもとより、市民全員が高齢社会の現状や課題を理解し、ともに助け合うことが重要です。

このため、市広報誌への掲載、介護保険ガイドブックの配布、市ホームページの活用等により、市民に対して本計画策定の趣旨や計画内容の広報・啓発に努めます。